

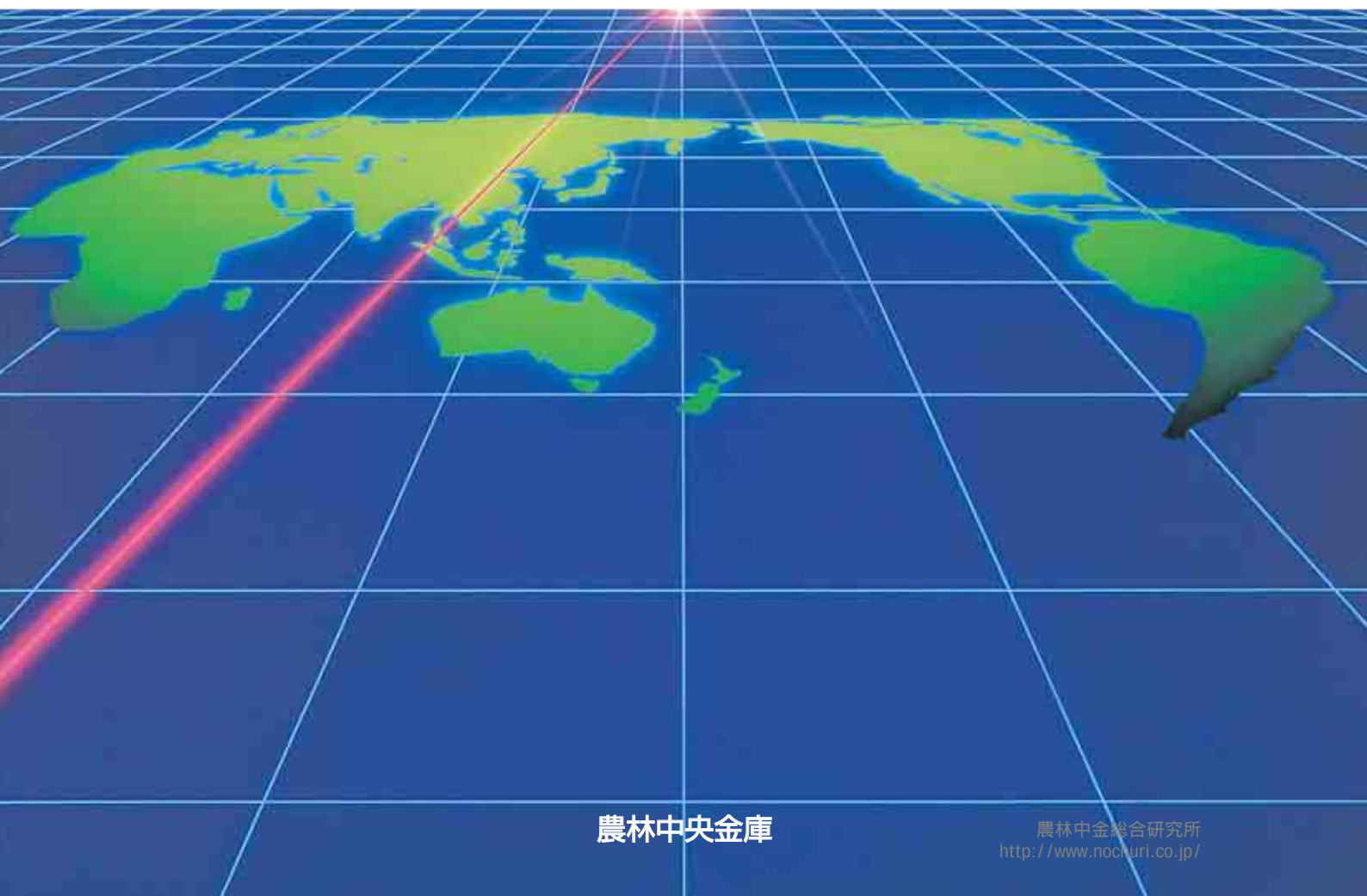
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017 **12** DECEMBER

協同組合の制度と理論

- 准組合員に関する制度的論点と課題
- 経済学の動向と協同組合の位置付け
- 体験型農園の普及にかかるJAグループの役割と課題



ユネスコ無形文化遺産「協同組合を組織するという思想と実践」

2016年11月30日に「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」がユネスコ無形文化遺産に登録された。ユネスコの無形文化遺産とは「社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの」（文化庁ホームページより）とされている。「遺産」という言葉で誤解しがちであるが、ここでの無形文化遺産とは上記のように「歴史に対応して絶えず再現」し、現代社会のなかで「同一性及び継続性の認識」がなされているもので「過去のもの」では決してない。同じく無形文化遺産に登録されている「和食」が「過去のもの」でないことを考えれば自明であろう。

この協同組合の無形文化遺産登録には、ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会やフリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会など、ドイツの協同組合団体の大変な尽力があったといわれている。協同組合運動の先駆者であるシュルツェ、ライファイゼンの名を冠した組織が現代において活発に活動を行っていること自体、現在のドイツ社会で、協同組合の「思想と実践」に対する共感が非常に大きいことがうかがえる。そして、EU諸国では、ドイツに限らず協同組合の「思想と実践」が一般社会のなかで大きな存在感を示している。とくに、農業者の組織化により、大規模化する加工業や小売業に対し対抗力を持つとする農業協同組合は、フードチェーンにおける農業者の地位向上の面からも大きな関心を持たれている。例えば、弊社が翻訳した『EUの農協』（2015）は、EU行政府である欧州委員会が、膨大な学者・研究者を動員し、EU27か国全体の農協を詳細に分析した研究成果である。

翻って日本では、EUのような一般社会や産官学の分野からの協同組合への普遍的な理解や関心が不足していると思われる。それは、本来、相互扶助に基づく自主的な組織であるはずの農協に対する政府や経済界の近年の姿勢に端的にみられよう。背景には、世界で最も協同組合活動が成功した国の一つである日本だが、先の「思想と実践」でいえば、その活動の「実践」の側面に主な関心が向けられ、背景にある「思想」や「理論」に対する理解が深められてこなかったこともあると考えられる。

「実践なき理論は空虚であり、理論なき実践は無謀である」という有名な言葉があるように、われわれ農協系統組織も「実践」の背景にある協同組合の「思想と理論」を改めて、世の中に普遍的なものとして問い直す必要があるのではないか。また、そのうえで、自らの判断のもとで、必要な自主改革を「実践」として取り組むことが重要ではないだろうか。

本号における各論文は、協同組合の「思想と理論」と「実践」について、それぞれ論じたものとみることができる。まず、「思想と理論」の側面から、明田論文では協同組合における准組合員制度について、小野澤論文では協同組合の経済学のなかでの位置付けを論じる。そして、協同組合の「実践」として、小田論文では農協の体験型農園への取り組みを詳細に論じるものである。

（（株）農林中金総合研究所 調査第一部長 内田多喜生・うちだ たきお）

今月のテーマ

協同組合の制度と理論

今月の窓

ユネスコ無形文化遺産
「協同組合を組織するという思想と実践」

(株) 農林中金総合研究所 調査第一部長 内田多喜生

准組合員に関する制度的論点と課題

明田 作 — 2

経済学の動向と協同組合の位置付け

小野澤康晴 — 17

体験型農園の普及にかかるJAグループの役割と課題

小田志保 — 42

談話室

協同組合として有事に挑む

全国農業協同組合中央会 専務理事 比嘉政浩 — 40

本棚

日本農業新聞 編
『協同組合の源流と未来 —相互扶助の精神を継ぐ—』

行友 弥 — 55

統計資料 — 56

<第70巻総目次> 巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

准組合員に関する制度的論点と課題

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

農協が農業者の協同組織であることは、農協の支配権を農業者である正組合員に付与することで制度的には決着済みの問題である。

准組合員の増加は農業者たる正組合員の利益に貢献することはあっても、不利益になっている実態等はなく、仮に正組合員が不利益を被っているというのであれば、農協が自主・自立の組織であることを認める以上、農協の支配権を有する農業者たる正組合員が判断すべき問題であって、そもそも第三者が介入すべき性格の問題ではない。

また、農協法に基づき設立される農協が行う事業は、設立者の任意の意思にかかっており、販売事業等を行うことが必須の要件ではないなかで、法制度上、農協は、農業者の協同組織として、農業所得の増大に努めることが最大の責務のように整理、議論することは、その前提において誤っているといえよう。

立法論としては、法律の目的に即し、環境変化に対応し農業者の協同組織の発達を促すための妨げになっているものがあれば、それを取り除くという方向での改正こそが望まれる。

目 次

はじめに

1 准組合員とは

- (1) 農協法の准組合員制度
- (2) 海外の制度にみられる准組合員・その他組合員制度

2 准組合員問題をめぐる経過と現状

- (1) 准組合員問題をめぐる論争
- (2) 政府の検討経緯
- (3) 問題の変質

3 准組合員の事業利用規制をめぐる論点と課題

- (1) 准組合員の増大と農業者の協同組織としての性格
- (2) 農業者の協同組織と准組合員の事業利用
- (3) オープン・メンバーシップ制と准組合員の利用規制の矛盾
- (4) 准組合員制度と員外利用規制

おわりに

はじめに

先の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による農協法改正の5年後見直し条項は、「准組合員（カッコ書略）の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、・・・検討を加えて、結論を得るものとする」（改正法附則51条3項）と規定している。あたかも准組合員の事業の利用規制は所与の制度的な前提であるかのような規定振りになっているが、その根拠が何かは不明のままである。

ただし、農協法改正のよりどころでもある2014年6月24日閣議決定の規制改革実施計画によれば、「農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」（傍点筆者）とあり、その狙いはある意味で明瞭である。さらに、農業協同組合法等の一部を改正する法律が公布された後、規制改革会議は、その「農業協同組合の見直しに関する意見」（14年11月12日）のなかで「農協法制定時の准組合員数は正組合員数の1割である一方、現在は正組合員数より多い。（JAグループの＝筆者挿入）自己改革案においては、准組合員の事業利用についてのルール化の方向性が示されないのみならず『准組合員を農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーとして位置付け、准組合員の単協事業・運営への参画を推進』する旨の方向性が示され

ている。そうなれば、『農業者の協同組織』という農協の原点から一層乖離することになる」「地域振興のためのサービス提供が必要であれば、そのために必要な機能を会社化・生活協同組合化する方が、むしろ幅広く柔軟なサービス提供が可能になる。このため、准組合員利用量の規制は、数値基準も明確にした上で極力早く導入するべきである」とし、現状の農協の在り方を否定し、そのための手段としての准組合員の利用規制であることを鮮明にしている。

政府の国会答弁では、農協法改正の狙いを、農協が農業者の協同組織として農家の農業所得が増えるようにしていることであり、すべての農協でこれがきちんとできていれば、農家でない准組合員へのサービスがいくら行われていても農家にとっては何らマイナスになることもない旨述べているが、このことと組合員の利用実態の調査等やそれに基づく准組合員の利用規制といったことは論理的に結び付くものではない。

本稿は、准組合員の事業利用規制が所与の前提であるかのようにして議論が進むことがないように、准組合員についての法制度上の論点と課題について再整理をしておこうというものである。

1 准組合員とは

准組合員制度は、現行のわが国協同組合法上、農林水産省所管の農業協同組合法、水産業協同組合法および森林組合法に固有な制度で、わが国に特有な制度のように理

解されている。しかし、その認識が正しいかどうかを含め、協同組合制度における准組合員とは何であるかをまず考える必要がある。

(1) 農協法の准組合員制度

今日の准組合員問題が生ずる発端は、戦後の農協法制定の過程で准組合員制度が誕生したことにある。その歴史的経過については、別のところで解説したので、それを参照願うこととして、周知のように農協法は、戦後の農民解放の一環として、農地改革を前提に、それまでの農業団体を廃止し、官庁や地主の資本家等の非農民的利害によって左右されないように、勤労農民によってのみ設立され、また勤労農民によってのみ運営されるものとしての農業協同組合の発達を促進する目的でつくられた。^(注1) 農業生産力の増進と農民（後に農業者）の経済的・社会的地位の向上を図ることはその結果として期待されるところの目的で、その逆ではないことをまず理解されなければならない。

さて、このような性格のものとして農業協同組合を想定したなかでの准組合員とはいかなる性格のものなのであろう。それは、農村の組合たる実情も考えて農民以外の者も便宜上組合に加入できることとしたもの^(注3)で、あくまでも便宜上のものという位置づけとなっているが、農協法は協同組合の原則にのっとり、組合員の数を制限せずオープン・メンバーシップ制、すなわち加入・脱退の自由の原則を採用している。したがって、組合員資格を有する限り、正当な理

由なく正組合員であれ准組合員であれ加入を拒めない（注：このオープン・メンバーシップ制を前提にする限り、組合員の事業利用の制限は制度的にも論理矛盾をきたす）。その結果、場合によっては准組合員が正組合員の数を超えることがあり得るわけであって、准組合員が正組合員を超えたからといって、協同組合運動の理論上は問題だとする議論はあるにせよ、制度上問題視するには及ばないはずである。農民（農業者）の協同組合としての性格は、議決権（選挙権を含む）を准組合員には与えないようにすることで担保したわけで、農協が農業者の協同組織であるかどうかという組織の性格に関する問題は制度的には決着済の問題である。実態として正組合員が准組合員の増加によってその利益が損なわれているかどうかは、組織の管理運営についての権限を有している正組合員自らが判断すべき問題であって、第三者が関与すべき性格のものではないし、そもそも制度上の問題ではない。

なお、蛇足になるが、政府の国会答弁でも明らかなように、政府は、農協法上、准組合員に議決権を与えることは念頭になく農業者の協同組織としてあり得ないという立場のようである。しかし、この点についても、47年1月15日の「農業会の清算及び農業協同組合の設立のための新立法についてのGHQ天然資源局覚書」（内容は後述）にあるように、農業者の協同組織としての性格上、准組合員への議決権付与が理論的に認められないと考える必要はない。

ちなみに、日本の農協法に相当する台湾

の農会法（日本の農協法制定の議論を参考に立案された）のもとでは、賛助会員（日本の准組合員に相当）は、役員の選挙権および被選挙権を除き、会員としての権利は正規の会員と同じとされている（13条3項）。

（注1）拙稿（明田（2015））42頁以下

（注2）農林省農政課編（1947）27頁以下等

（注3）農林省農政課編（1947）21頁

（2） 海外の制度にみられる准組合員・ その他組合員制度

准組合員制度は、何もわが国に特有な制度というわけではない。ちなみに、隣国の韓国や台湾の農業協同組合にも准組合員（韓国では準組合員、台湾では賛助会員）の制度は存在するし、欧米にも存在する。

協同組合法において明文をもって複数の種類の組合員を設けることを許す例もあるほか、組合員資格を法律上限定していない場合においては、権利義務の異なる組合員資格を定款自治によって定めることも許されている。

以下では、法律において明文をもって「准組合員」を規定している例をいくつかみてみよう。また、わが国においては准組合員と員外利用とは制度的に一部競合する関係にあるので、あわせて員外利用規制がどうなっているかもここでみておこう。

まずは、韓国であるが、韓国の農協法は、地域農協の区域に住所や居所を有する者でその地域農協の事業を利用することが適当と認められる者を準組合員にすることができる旨の規定をおいている（20条）。准組合員ではなく準組合員という用語を用いてい

るが、わが国の准組合員と異なる点は、出資義務を負わない代わりに定款の定めにより加入金と経費を負担させることができるようになっていることであり、それ以外の議決権や選挙権がないこと、事業利用等に関しては平等であることは同じである。員外利用に関しては、組合員（準組合員を含む）が利用するに支障がない範囲という一般的・抽象的な制限規定（58条1項）しかおかれておらず、わが国のような利用分量の規制は法律上はなく、かつ、定款で員外利用を制限することは可能であるが特定の事業については逆に分量規制ができない（同項ただし書）。

次に、台湾であるが、わが国の農協法に相当するのは農会法で、農会法には、准組合員に相当する賛助会員に関する規定があり、農会が設置された区域の20歳以上の者は個人賛助会員として農会に加入することができるほか、一定の団体も賛助会員として加入できる旨の規定がおかれている（13条1項・2項）。賛助会員の権利は、選挙権および被選挙権がないほかは、会員と同じである（同条2項）。賛助会員には、選挙権・被選挙権以外の議決権は付与されているが、これは47年1月15日付のGHQの「農業会の清算及び農業協同組合の設立のための新立法^{（注5）}についてのGHQ天然資源局覚書」の影響があるように思われる^{（注6）}。

同覚書は、「任意にして、自由な組合員制度」（傍点筆者）として、「組合員資格を、農業生産に直接関係する人に限定すること」に加え、「農業生産に直接には関与していな

い人々に准組合員資格を認めること。この准組合員には選挙権以外のすべての権利を与えること」としている。

これは、地主勢力等の支配からの農民の解放は、農地法によって担保されることとなったので、事業の利用を相当とする地区^(注7)内に住所を有する個人に准組合員資格を付与し、議決権を与えることは非農民的支配の排除の理念には抵触しないものと考えられたためではないかと思われる。

フィリピンの協同組合法典にも准組合員に関する規定があり、定款で、正規の組合員のほか、議決権を有せずに協同組合の事業を利用する権利を有する准組合員 (associate members) を設けることができる (26条) こととされている。正組合員としての最低要件を満たし、2年間継続して協同組合の事業を利用し、引き続き組合員としてとどまる意思のある者は、正規の組合員とされる (同条)。協同組合の組合員となる資格は、その事業を利用しようとする人たちに開かれているというオープン・メンバーシップ制の原則に従ったものといえよう。なお、非組合員との取引に関しては、協同組合法上、特段の制約はなく、税金の取扱いが少し異なっている (61条) 程度である。

ヨーロッパ諸国の協同組合法制は多様であり、わが国のような准組合員制度を設ける実益があるかどうかも疑問であるが、多くは組合員に関する資格要件を法定しておらず、組合員の一人一票制を法定要件とせず権利義務については定款自治に委ねているところも少なくなく、かかる法制のもと

では権利義務の異なる複数の種類の組合員を設けることも許されることになろう。ちなみにEU加盟国の協同組合法制を最大公約数的に採り込んだEUのSCE法は、定款の定めるところにより権利義務および種類の異なる組合員があることを前提に、そのような組合員を設ける場合には定款に定めるべきこととしている (7条4項)。なお、SCE法は員外利用を認める場合には定款でその旨定めるべきものとする (1条4項) が、利用分量規制に関する規定はない。EU加盟国における員外利用に関しては、何も規定がない国が多く、定款で許容する限り可とする国、逆に定款で規制しない限り可とする国もある。また、利用分量については法律上規制のない国が多く、制限的規定がある場合も、特定の種類の協同組合に関してのみで、わが国のようにおしなべて利用分量規制をする例はほとんどなく、組合員との取引が副次的にならない限り許容する国が比較的多い。

アメリカの各州の協同組合法についても、EU諸国の場合と大きくは変わらないと考えてよいであろう。伝統的な協同組合の場合、組合員資格は1つであり議決権も同じであるが、そうでない例もあり、各州の協同組合法の調和化を目的に制定された統一有限責任協同組合法 (UNIFORM LIMITED COOPERATIVE ASSOCIATION ACT, 2007) は、権利の異なる利用組合員が存在しうることを前提にした規定をおいている^(注8) (512条)。

海外の事例紹介にすでに多くのスペースを割いてしまったが、准組合員に関する規

定を有する国のうち、特徴的な2つの他の国の例をみておこう。

一つは、南アフリカである。南アフリカの協同組合法（CO-OPERATIVES ACT, 2005）は、メンバーにはらずに、協同組合の活動をサポートまたは協同組合の便益を享受する者を准組合員（associate members）とすることができるようにしている（14A条1項）。准組合員は、議決権は有さず（同条5項）、その期間は1年であるが1年後に正規のメンバーの承認を得て正規メンバーになるか、さらに1年間准組合員としてとどまることが許される（同条2項・3項）。なお、定款には員外利用を認めるか否かを規定しなければならないとされている（14条1項〔b A号〕）が、利用分量規制は存在しない。

他の一つは、カナダの例である。カナダもアメリカと同様、協同組合は州の法律によって規整されている。例えばケベック州の協同組合法（COOPERATIVES ACT）では、組合員については、附属定款により議決権をもたずに協同組合のサービスを利用する賛助組合員（auxiliary members）を設けてもよく（52条）、農業協同組合の場合にはさらに、農業協同組合の提供するサービスを利用する者を、限定的ではあるが議決権・被選挙権を有する准組合員（associate members）とすることができる（211.2～211.4条）。さらに特徴的なのは、員外利用を直接的に規制する規定はないが、正規の組合員による1事業年度の農業協同組合の事業の利用の割合が20%を下回ることとなった場合には、所管大臣に当該農協に対し他の法

形式の法人になるための定款変更を命ずることのできる権限を与えている（211.5条）。これは、わが国の場合と異なり、ケベック州の場合、法人形態が変更になったとしても法形式は別にして実質的な影響はなく、より一般的な法人形態に転換すべきだという趣旨によるものであろう。なお、アメリカと異なり、2つ以上の州にまたがって事務所を有し、事業を展開する協同組合は、連邦の協同組合法によって設立できるが、連邦の協同組合法（Canada Cooperatives Act）も、准組合員（associate members）および賛助組合員（auxiliary members）を許容し、一定の制限のもと、その権利義務等を附属定款の規定に委ねる。なお、員外利用については直接的な規定はなく、協同組合的基準（Cooperative basis）で事業を行うこととされており、おおむね50%を基準に運用されている。

以上、海外の事例を述べたのは、准組合員制度は何も、法制度上、わが国固有の制度というわけではなく、多様であり様々な考え方があり得ること、さらにはいずれの場合でも准組合員の利用規制などといった考えはどの国の制度をみても存在しないことを理解するためである。

ところで、協同組合法において員外利用に関し規制をしている例は、むしろ少数であって、規制がないか定款自治に全面的に委ねている例が多い。一定の規制を課す例は、法人税法上の特典を享受するための要件としてか、さらにはアメリカのカッパー・ヴォルステッド法のように反トラスト法の

適用免除の要件の一つとして、というものである。また、その理由は、わが国とは異なり海外では、協同組合か否かという問題は、法形式の選択とは無関係である場合が少なくなく、その実質が問題であることによるものであることが影響しているように思われる。

(注4) 韓国の農業協同組合法では、原則員外利用は自由で定款の定めによって制限できるという建てつけにかかわらず、韓国農林畜産食品部の定めた模範定款例では、定款の定めによって非組合員の事業利用を制限できるという法律の規定に基づき、法律上無制限の員外利用を認める事業以外の事業については、原則、事業別の1会計年度の事業量の2分の1を超えない範囲で認めることになっている(定款例141条2項)。

(注5) 小倉・打越(2008)111頁

(注6) 日本の戦後の農業協同組合制度の台湾の農会制度への影響については、森田(2016)が整理している。

(注7) 制定法は、「住所を有する者」ということで個人に限定する表現にはなっていなかったが、解釈上は個人に限定されると解釈され、当時の農林省が設定した模範定款例でも個人に限定した。

(注8) わが国の准組合員制度は、アメリカからもち込まれたとの発言(農業協同組合法制定の経過と問題点に関する当時の関係者を中心とする研究会記録における池田、小倉発言=小倉・打越(2008)667頁所収)があり、47年1月の前掲のGHQの覚書からするとそのようにも理解できるが、45年12月のGHQの農地改革に関する覚書に対する農林省の回答としての農業協同組合に関する第1次案のなかですでに「一般町村民は権利義務を制限された准組合員(第1次案では、准ではなく準を使用=筆者)として任意に加入することを認められる」としている。これは、農業会の任意会員を意識したものであらうと思われる。どちらの側からの提案かは、それ自体大きな問題ではない。それは、一般の社団法人の場合には権利義務の異なる会員が存在しているのが通例であり、協同組合の場合も例外と考える必要はないからである。なお、准組合員を法律の明文で規定するかは、主として員外利用規制との関係での問題であらう。

ちなみに、「准組合員」という名称ではないが、事業協同組合の定款例では「賛助会員」を設け

ることを認めている。もっともこれは法律に規定のない全くの任意の組合員であり、法律上の組合員ではなく組合の事業利用の関係では非組合員ということになる。なお、員外利用規制が法律上存在しない場合には、正規に組合員以外に准組合員や賛助会員を設けることは何らの支障もない。その場合にそれら会員となる意義は、団体とのコミュニケーションを通じた意向の反映や提供される情報の入手、さらには支援的な意味合いも含まれるであらう。

2 准組合員問題をめぐる経過と現状

(1) 准組合問題をめぐる論争

周知のとおり、農協の「准組合員問題」は、いわゆる都市化が進んだ地域における農協としての発展の方向性をめぐる議論としてはじまった。それは、協同組合の基本的な性格は、組合員制度と表裏一体のものだからである。

高度経済成長期に入り、全国的に農家の兼業化進展、農村の混住化・都市化等に伴い准組合員が増大し、農協の組織基盤の変化とともに農協の事業構造の変化が進むなか、60年代の終わりから80年代初めにかけて、農協の在り方、発展の方向をめぐって議論が展開されることとなる。それは、実態の変化のうえにたって発展の方向を追求すべきだとする「地域協同組合論」とそれに対する批判として展開された「職能組合論」^(注9)との対立の議論だった。

准組合員の増加はもとより、正組合員の性格変化に伴い、農協が「地域組合的性格」を強めてくるのは必然である。農協が農業者の職能組織として純化すべきだという考

え方もすべての農協がそうあるべきというのは非現実的で、農業者が現に必要なだといふのであれば農業者だけの農協をつくれればよい問題であるし、それを促す環境を整える議論をすべきであろう。協同組合が任意の組織である以上、それは当然のことで、農協の発展方向は一樣ではなく多様性があるべきであり、いわば「制度」としての農協を措定したAかBかのあるべき論の議論は、実益はなく実りも少ない。

「地域協同組合論」の先には、当然ながら准組合員の組合への参加・運営権である議決権を平等に付与する方向での農協法の抜本改正の問題が待っているが、結論からいえば、頑強な壁の前に立ち往生するなかで、農協の存立基盤や事業構造の変化が、地域協同組合論が立脚した実態を深化させる方向で進んできたというのが現実といつてよいであろう。

(注9) このあたりの経過は、拙稿(明田(2009))でも簡単に触れた。また、日本協同組合学会設立後最初のシンポジウムは、地域協同組合論を内容としたもので、各論者の主張が『協同組合研究』(第1号・1982年4月)に載っている。なお、83年までの経過と内容は、鈴木編(1983)に詳しく、かつ簡潔にまとめられている。

(2) 政府の検討経緯

准組合員問題についての行政サイドの対応は、66年の農林省農協問題研究会(「農協問題の検討結果(要旨)」66年7月)、72年の農政審議会報告書(「農協系統金融の今後のあり方について」72年1月)、77年の「農協制度研究会報告書」(77年5月)、さらには92年の「農協制度に関する研究会報告書」(92年

2月)と続く。

66年の研究会では、准組合員の多い都市農協は、問題点が少なくないとしつつも農協全体からみればまだ例外的なものと整理し、実態を十分把握のうえ、信用組合等他種協同組合に移行しようとするものについては、移行が円滑に行われるような措置について今後検討する必要がある、として検討を先送りした。72年には、都市化や准組合員の増大を都市農協だけの問題ではなく一般的な問題と認識しつつ、長期的視点にたったの処理が必要と考えられるとして、検討を先送りした。その5年後の報告書になると、諸情勢への対応としての農協の現状や傾向については、やむを得ないことを認めつつ、農業面に対する組合員の要請があるにもかかわらず、これに十分対応せず、組合経営のみの観点から農業関連以外の事業に傾斜し、あるいは地域住民を無原則に准組合員として加入させることは農協制度の趣旨をたがえるものであり、かかる農協については、その目的および性格にかんがみその組織および事業運営の適正を図る必要があるとした。また、都市農協についても同様の趣旨から地域住民を安易に准組合員に加入させ、これによって事業の一層の拡大を図るような傾向は慎むべきと提案する。

92年の報告は、農協の地域農業の振興および地域の活性化に果たす役割に言及しつつ、農協の基本的性格・在り方に関しては、「農協と一口にいても地域地域で条件が大きく異なることから千差万別で、果たすべき役割もそれぞれ異なっている現実の状

況を踏まえれば、現時点において、農協のあり方について、一律に線を引くことは、なかなか難しい問題であり、基本的には、今後とも、状況の変化に応じた更なる検討をすすめていく必要がある」と、ここでも問題を先に送った。ただし、その際の留意点として、注目すべき整理がなされているので、記しておこう。すなわち、「農協としての存在意義を有し、十分な役割を果たしていく上においては、やはり農業者の営農と生活を基本に置くべきであり、その上で、多様なニーズにも適切に応えていくという姿勢を堅持することが必要」「正組合員と准組合員との一線についても制度上の基本として堅持していく必要があるが、正組合員と准組合員の権利義務の差異等による支障が生じないように運営面において配慮していくことも重要」としている。

また、准組合員については、単に経営主義の観点から無原則にこれを増加させていくことは、農協の基本理念に照らして、やはり問題で、今後とも慎んでいくべきしつつ「地域の実情に応じて、協同組合の基本理念等についての理解を得つつ、農家組合員の意思を踏まえて非農家の参加を求めていくことが農業や地域の活性化を図るうえで有益かつ必要とされる場合もある」「農業及び農村社会は、今後ともますます変容し、都市や都市住民との融合が避けられない状況となっていることから、農協の基本は基本として堅持する中で、時代背景に合わせた改善が必要となり、地域に開かれた形で農協活動への参加の間口を広げて

いくことも今後の検討課題となろう」と、それまでの経過からすると組合員制度の改正に展望がひらけるような整理が行われている。

なお、これに対するJAグループ側の対応としては、まず66年の農林省農協問題研究会を踏まえた農協法改正に関連し、全中は「農協法改正に関する意見」として、「本質的には農協が農民主体の協同組織であることを再認識し、併せて、地域共同体としての機能を発揮できるよう措置する」と、現状追認を求める要請をしている。その後、70年の農協大会決議の「生活基本構想」においては、「将来は農協をふくめ、協同組合が、ともに協同して発展することを狙いとして、農業者・非農業者を問わず、自由に協同組合を組織でき、しかも総合経営もできる一般協同組合法制の検討をすすめる」という問題提起をした。これをきっかけに先の地域協同組合論と職能組合論の議論が高まることになったが、いずれにせよ結果的には具体的な展望を示せず、現実^(注10)は、太田原^(注10)がいうように、農協の経営主義的な事業展開の隠れみのとなり、そうした実態が「農協批判」の格好の材料となったことも否めないであろう。

(注10) 太田原 (2004)

(3) 問題の変質

准組合員問題が制度的な議論に直結したという意味では、14年5月の規制改革会議農業ワーキンググループが公表した「農業改革に関する意見」で「准組合員の事業利

用を正組合員の2分の1に制限する」ことを盛り込んだことにあったといつてよいであろう。その意見は、農協改革の中身として①中央会の廃止、②全農の株式会社化、③農協金融事業の窓口化、代理店化、さらには④理事の過半数を認定農業者や企業経営経験者にするなどに言及、先般の農協法改正につながるものとなっている。

もっとも「准組合員制度の廃止」や、「農協からの信用・共済事業の分離」については10年の民主党政権下の行政刷新会議の農林・地域活性化ワーキンググループの議論のなかですでに明確に打ち出されていたものである。

これらにつながる農協改革の議論自体は、新しい話ではなく、とくに小泉政権下の新自由主義的な発想に基づく構造改革以降、表舞台に登場してきたと理解してよいと思われるが、その芽はすでに81年の第2次臨時行政調査会における国鉄等民営化のなかで議論としてはでており、行政刷新会議の議論以降は、その問題の性質、というよりも攻撃の手口が変わったとみてよいであろう。

3 准組合員の事業利用規制をめぐる論点と課題

(1) 准組合員の増大と農業者の協同組織としての性格

准組合員の利用規制についての法律上の問題を論ずるまえに、准組合員が正組合員の数よりも増大することは農業者の協同組織としての性格に照らし問題だといわれて

きているが、「農業者の協同組織の性格」とはそもそも何かがまずもって明らかにされない、議論がかみ合わない。したがって、まずこの組織法上の基本的な論点について考えてみよう。

この問題は、結論からいえば、それは農業者が意思決定を支配しその組織を運営しているということにほかならない。前述のように准組合員には議決権を付与せず、正組合員以外の者が理事になることを制限し、農業者の協同組織としての性格を担保することで制度的には決着がついており、それ以下でもそれ以上の問題でもないはずである。^(注11)

准組合員が増大すること、さらに准組合員の事業利用の増大によって正組合員の事業利用に制約が生じ、正組合員が不利益を被っているという実態は存在せず、むしろ現実には、組合の経営や営農指導等の事業に貢献しているという実態にあるし、理論上もそうである。仮に、准組合員が増大することで不利益を被るのであれば、組合運営について支配権を有している正組合員が是正すべき、または是正する問題であって、第三者が問題にすべき性格のものではない。

政・財界からの批判としてよくいわれる、「農協は信用事業や共済事業には熱心だが農業者のための仕事がおろそかになっている」との指摘、そしてその原因が准組合員の増大にあるかのように、准組合員の増大は「農業者の協同組織として問題」だというのは、制度論としての問題ではない。制度論ではないものをあたかも制度論上の問題

として取り扱うこと自体、正しくないと同時に、問題の本質をすげ替えている。

利用者で、かつ、協同組合の所有者たる地位にありながらその運営に制度上携われないというのは、協同組合理論上は問題だとはいえるであろう。しかし、だからといって農協法という制度のなかで正組合員と平等にしなければならないかどうかは、法制度上の問題であって、農業者の協同組織である限りは、限界があり、組織運営への参画は運用の世界で対処する以外にない課題であると筆者は考えている。必要だと考えるのであれば、いくらでも運営参加を図る手法は存在するのであり、制度上組合の支配権をもっている正組合員がどうしたいかが一番の問題であろう。

(注11) さらにいえば、前述のように、立法当時の非農民的支配の排除、とりわけ旧地主等の支配の排除と勤労農民主体の協同組織という点に関しては、戦後農地法によって担保されたので、准組合員を個人に限定したうえで一定の制限のもと議決権等を付与したとしても農業者の協同組織性は確保できたはずである。

(2) 農業者の協同組織と准組合員の事業利用

「准組合員の事業利用」と「農協が農業者の協同組織である」こととは、理論的には全く別の問題である。

16年4月改正で削られたが、改正前の農林水産省の「総合的な監督指針」では、「准組合員制度は、農協が農業者のみならず地域住民の生活に必要な生活支援機関としての役割を果たすことが農村の活性化にとって望ましいこと、また、農協としては、事

業運営の安定化を図り、正組合員へのサービスを確保・向上する上でも、事業分量を増大することが望ましいことから、地域に居住する住民等についても農協の事業を組合員として利用する途を開くために設けられている。実態としても、農協は、地域に居住する住民の生活に必要な物資の販売、医療、介護サービス等の提供を行うなど地域社会において重要な役割を担っている」とし、「非農業者である准組合員の増加により、その事業運営が農業振興を進める上で正組合員の利用メリットの最大化に支障を来すことのないよう、准組合員の加入に際しては、農協制度の目的・趣旨の理解の促進に努めるとともに、正組合員と准組合員との交流の促進等を図っていく必要がある。併せて、准組合員の意見をどのように事業に反映させていくのかについて工夫していく必要がある」と、准組合員制度の趣旨と意義を積極的に評価していたが、その整理は、制度的にも理論的にも正しいはずである。

改正後の監督指針では、改正法附則の5年後見直し条項を踏まえ、あらたに「農協はあくまでも農業者の協同組織であり、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合員である農業者へのサービスが疎かになってはならない」との記述が設けられている。しかし、これは制度上の問題ではない。制度上問題だとするならば、それはもっぱら農業者を対象とした事業が、農業者である正組合員以外の利用によって正組合員の利用が妨げられる場合であって、そのような実態や現実が存在しないはずである。

農協は農業者の協同組織であるように制度設計がされているわけで、仮に正組合員へのサービスがおろそかになっていて正組合員が不利益を被っているのであれば、それは自主的な組織としての組織内部の問題であり、まずもって意思決定の支配権を有している正組合員が判断し、改めるべき性質の問題というべきである。

ところで、制度論としての議論と実態の議論としての「農協」は、分けて考えられなくてはならない。制度論としての議論の前提は、そのほとんどがわが国の農協の大宗を占める「総合農協」であるが、それは法律制度というより、実態の問題であって、法律が関知しない問題だといえる。

先の農協法改正に際しても、農民の協同組織として農業所得の増大に注力することが農協の意義であり、そのための改正だとされているが、よく考えてみるべきである。

法制度としての農協法は、農協が営農指導事業のみならず、販売事業など特定の事業を必須の事業として行うことまで求めている。どの事業を農協として行うか（農協法10条1項列記の事業のどれをも行わない農協は存在し得ないが）、10条1項列記の事業のうち、例えば信用事業のみ、購買事業のみといった一部の事業だけを行う農協も制度上は許され、それは組合を設立する農業者の意思に委ねている。法制度上、そのような制度設計になっているのにもかかわらず、「農協の在り方」をめぐる議論は、法制度上あるべき抽象的な農協を想定した議論であり、法制度の議論としては出発点が

誤っているといわざるを得ない。

(3) オープン・メンバーシップ制と 准組合員の利用規制の矛盾

農協法は、准組合員についても、オープン・メンバーシップ制、すなわち協同組合の准組合員としての責任を引き受け、事業を利用することを希望する者には、分け隔てなく門戸が開かれているという協同組合の原則を制度設計の当初から採用している。したがって、員外利用の在り方との関係で問題（次に述べるように員外利用規制を回避できる受け皿として機能を有する）があるとしても、制度的にはすでに整理がされた問題のはずであり、准組合員の割合が高くなったことをもって問題視するというのは筋違いであり、協同組合理論上も問題であろう。

また、員外利用規制も協同組合だから不可欠という性格のものではないことは、前述のとおりである。

組合員の種類を1種類とするなかでの准組合員制度は、オープン・メンバーシップ制の理念からすると、前述のフィリピンや南アフリカのような正規のメンバーに移行するまでの暫定的な位置づけが理想といえよう（ただし、南アフリカの場合は正規のメンバーにならずに准組合員である途も残されている）。しかし、組合員資格を特定の事業者とする協同組合にあっては、別に考えることが必要であろう。特定の事業者の協同組合の場合にあって、本来の組合員資格を有する者以外の者を組合員とするのは、正

規のメンバーの利用の妨げとならない範囲で利用の途をひらいたもので、理論的にはその数・割合は問題ではないはずであり、正規メンバーの利益のために積極的に位置づけることも可能というべきである。

まして、協同組合理論をもって准組合員制度を問題にするのは、理論的でない制度設計をしながら理論をもって批判するという自己矛盾以外のなにものでもないということになる。

さらに法律上の問題をいえば、准組合員の組合の事業を利用する権利は、非組合員のそれとは異なり、協同組合の本質に照らし固有の権利であって、その事業利用を規制する^(注12)というのは、組合員平等の原則にも抵触する。さらに、その権利は一種の財産権である組合員持分権の一つであり、公共の利益に反する理由もなくその権利を制限ないしは奪うことは、財産権の侵害としてわが国の憲法にも抵触する問題であり、法の支配の理念からも許されないというべきであろう。

(注12)「組合員平等の原則は、組合員の種類が異なる場合には、その種類ごとに異なった取り扱いをすることに組合員平等の原則は関係しておらず」(多木(2015, 89頁))という点は、多木のいうとおりであるが、准組合員の利用規制をすることで准組合員間で、合理的な理由がなく利用できる者とできない者とが生ずるという意味では組合員平等の原則に反することになる。

(4) 准組合員制度と員外利用規制

准組合員制度と密接な関係にあり、事業の利用という点では競合関係にある員外利用の理論的な問題についても整理が必要であるので、ここで述べておこう。

それは、先般の改正において消費生活協同組合(生協)や株式会社への組織変更の規定を設けた理由として、農協が農村社会における地域のインフラ機能の役割を現に果たしていることを認めつつ、それは農協としての不可欠の機能ではなく、農協には協同組合として員外利用の規制があるうえ、准組合員や地域住民が運営に参加することが望ましいという場合に備え選択肢として、生協や株式会社として機能を発揮する途も設けた旨の説明をしているからである。選択肢として考えた場合、組織分割、組織変更といった組織再編行為につき、先の改正で用意された制度設計は、戦略的思考が乏しく、なぜそのような設計しか認めないのか説明がないので分からないが、単に選択肢というよりもいわば消極的な農協の出口戦略として設けたというのが趣旨なのである。

組織再編の問題はさておき、ここでの問題意識は、員外利用規制というのは協同組合にとっての本質的な問題なのかということである。立法論的には、海外の例をみるように協同組合法上員外利用規制をしている例はむしろ少なく、規制はむしろ、前述のように税法上特別の取扱いをする条件であったり、競争法の適用免除の要件である例が一般的だともいえる。このように、立法論的には税法等との関係で規制をかけるというのもあり得ることなので、員外利用規制の存在を、協同組合法上なくすことができない前提に立ち、組織変更等の規定の創設の説明を員外利用規制をもってするこ

とは非論理的であることを免れない。

他の企業形態と違う協同組合の特質を、利用者が、所有者かつ運営者（経営者）でもあるという三位一体的特質におくとすると、准組合員も員外利用も異質なものであることになる。しかし、これは協同組合の特質が際立つようその特質を抽出したにすぎず、現実の協同組合が完全にこの理念的な枠組みの中におさまるものでなければならない必然性があるわけではない。

准組合員と同様に、非組合員の組合の事業の利用は、正組合員の事業の利用の妨げにならない限りは、むしろ有益であり、一概に否定されるべきものではない。むしろ、事業の利用関係において協同組合らしい関係（平等、公正、正直、公開などといった「協同組合の価値」）を結ぶことこそがより重要視されてよからう。

また、非組合員の利用を拡大すれば、限りなく株式会社に近いものとなり営利企業に転換するという批判もあろう。しかし、その点は、非組合員との取引については区分経理を求め、構成員である組合員にその取引から生じた利益を帰属させないようにする、例えば不分割積立金として農業振興や地域社会の維持発展のためなど特定の目的以外には使用できないようにすることで協同組合の性格を維持することが可能であり、員外利用は協同組合にとって異質なものであるとして利用分量規制を絶対視すべきではない。

要は、協同組合制度にとって法律上員外利用規制をすることが絶対的に不可欠なものである

のだということではないということだけ指摘しておこう。

ところで、准組合員制度と員外利用制度は、事業利用という点では制度的には競合する関係にあり、同じような機能をもつ両者を併存させることが問題だとすれば、事業を利用する者は組合員であることを原則として、員外利用を現行生協法のように例外的な位置づけにすれば整理がつくのではないと思われる。

おわりに

そもそも、総合農協の正組合員のうち、生計を主として農業に依存するのは約1割という全国平均の姿を前提にする限り、「准組合員の利用規制」によって「農業者のための協同組織」にするという整理自体、本末転倒の机上の空論でしかないことは明らかであろう。

総合農協の形態がわが国において主流なのは歴史的な経過を含めわが国の農業構造や農村社会、ひいてはわが国の経済社会に適合的なためだからであり、そうでなければかかる形態を維持・発展することはできないのが理である。高度経済成長の過程で農家の兼業化が進むと同時に農家の経済構造も大きく変化するとともに混住化の進展によって准組合員も増加するなか、農協の組織基盤が変化し、事業・収支の構造も変化してくるのは避けられないのが理で、これは環境変化に対応した結果にすぎない。この形態が将来にわたって永続的に妥当的

なものだと主張するつもりはないが、環境変化に適合しなくなればいずれ改めざるを得なくなる。

現状における農協が一部の農業者の期待に応えられていないのであれば、応えられるよう努力するのは当然である。しかし、それでも組合員としてとどまっているメリットがないというのであれば脱退し、必要に応じ、新たな協同組合や法人を立ち上げるという方向がむしろ自然の方向であろう。肝心なのは、そのことが容易になる仕組み、農業者が新たな農協を立ち上げるインセンティブを提供するというのが望まれる立法姿勢であるというべきであろうし、法制度改正の方向としては、むしろ環境変化に即してうまく適合していけるようにするということであろう。

<参考文献・図書>

- ・増田佳昭（2017）「農協の准組合員問題：その歴史と構図」『くらしと協同』第20号，春号
- ・小林国之編著（2017）『北海道から農協改革を問う』筑波書房
- ・小林元（2016）「准組合員問題の所在と改革方向——体系的な組合員政策を見据えて——」『農業と経済』7・8月合併号
- ・家の光協会（2016）「オレたちにとっての准組合員問題」小林元監修『地上』7月号
- ・水谷成吾（2016）「総合農協における『准組合員』の存在意義」『農業協同組合経営実務』4月号
- ・小林元（2016）「准組合員『問題』の所在に関する検討」『農業・農協問題研究』第61号
- ・石田正昭（2016）「農協法改正を巡る論点」『農業協同組合経営実務』4月号
- ・農山漁村文化協会（2016）「農協の准組合員問題とは：『准組合員問題』を農家はどのように見ているか」『現代農業』1月号
- ・森田貴子（2016）「日本と台湾における農業協同組合の設立——1946年～1952年——」『学習院女子大学紀要』第18巻
- ・明田作（2015）「法制度としての准組合員制度の意

義と課題」農山漁村文化協会編『農協 准組合員制度の大義——地域をつくる協同活動のパートナー——（農文協ブックレット14）』，41頁

- ・農山漁村文化協会編（2015）『農協 准組合員制度の大義——地域をつくる協同活動のパートナー——（農文協ブックレット14）』
- ・多木誠一郎（2015）「農業協同組合法改正の論点と疑問点——組合の事業運営原則の明確化について——」『農業協同組合経営実務』増刊号
- ・小林元・田中秀樹（2015）「准組合員問題の論点」『農業協同組合経営実務』増刊号
- ・斉藤由理子（2015）「組合員制度を考える」『農業と経済』7・8月合併号
- ・坂内久（2015）「『准組合員問題』とは」『農業信用保証保険』第283巻
- ・松崎良「農協における組合員の再構築を展望して（上・中・下）現行法の正組合員・准組合員・員外者を超えて、農協法改正に向けて」『にじ』2012年秋・冬号，2013年春号
- ・増田佳昭（2012）「准組合員問題の構造と准組合員政策」『協同組合研究』第31巻第2号
- ・北出俊昭（2011）「農協の職能的機能と准組合員問題」『農業と経済』7・8月合併号
- ・多木誠一郎（2011）「韓国農業協同組合法における準組合員・員外取引について——制度設計とわが法への示唆——」『協同組合研究』第30巻第2号
- ・増田佳昭（2010）「組合員異質化の新段階と協同組織性の再構築」『農業と経済』7・8月合併号
- ・増田佳昭（2010）「農協における准組合員問題を考える——農協法成立過程における准組合員制度と員外利用——」『にじ』秋号
- ・明田作（2009）「農業協同組合法制の課題と展望」『農林金融』10月号
- ・小倉武一・打越顕太郎監修（2008）『農協法の成立過程（復刻版）』協同組合経営研究所
- ・太田原高昭（2004）「低成長期における農業協同組合——『制度としての農協』の盛衰——」『北海学園大学経済論集』第52巻第2・3号
- ・三輪昌男（1985）「准組合員対応を考える」『農業協同組合』6月
- ・全国農業協同組合中央会（1985）『准組合員対応をどうするか特集』『農業協同組合』6月
- ・松本登久男（1983）「『農協の地域組合化』問題についてのノート——鈴木博編著『農協の准組合員問題』によせて——」『農林金融』5月号
- ・鈴木博編著（1983）『農協の准組合員問題』全国協同出版
- ・農林省農政課編（1947）『農業協同組合法の解説』日本経済新聞社

（あけだ つくる）

経済学の動向と協同組合の位置付け

理事研究員 小野澤康晴

〔要 旨〕

海外では経済学の教科書的な書籍において、協同組合を、その意義も含めて全体の枠組みの一部で中立的な立場から取り上げるものがあるにもかかわらず、わが国においては、幅広く読まれる経済学の書籍においてその枠組みのなかで論じられる機会が少ないことは、協同組合に対する無理解・誤解に基づく批判を生む要因の一つとみられる。内外の経済学のありようと、その様々な系譜における協同組合の扱い方を比較して概観すると、経済学における協同組合の取り上げ方の内外差の要因としては、海外では大きな流れとなっている、「組織や集団の活動と個人の経済行動の関係性を明らかにしようとする経済学の系譜」が、わが国においてはその重要な意義も含めてほとんど普及・定着していないことが大きい。それは単に協同組合の認知度の低さにつながっているだけでなく、今回の農協改革やわが国の構造改革の方向性にまで影響を及ぼす、より大きな問題をも生んでいるといえる。

目 次

はじめに

1 集団経済学とはどのような経済学か

- (1) 個人合理主義経済学 vs 集団経済学
- (2) ヴェブレンによる、個人合理主義経済学への根本的な批判と経済学が進化的科学となるための集団重視の主張
- (3) コモンズが集団経済学の視角を整理
- (4) 集団経済学による問題提起は経済学の多方面に影響
- (5) ゲーム理論の活用や社会生物学との連携による集団経済学の科学性の高まり

2 協同組合は海外の経済学ではどのように取り上げられてきたのか

- (1) 古典派ないし新古典派による協同組合の取り上げ方
- (2) 集団経済学による協同組合の取り上げ方
- (3) 新集団経済学による協同組合の取り上げ方
- (4) より科学性を高めた集団経済学（進化社会科学）における協同組合の取り上げ方

3 経済学の動向のわが国への反映、わが国経済学で協同組合の扱いが希薄な理由

- (1) 海外の経済学の潮流はわが国ではどう反映されてきたのか
- (2) わが国経済学では協同組合はどう扱われてきたか

おわりに

はじめに

本稿の課題は、なぜわが国では協同組合を理解する枠組みが「協同組合論」に集中しており、他の学問分野の枠組みのなかで協同組合が客観的に論じられる機会に乏しいのかという点について、経済学の分野を対象に考えることにある。というのも、海外では経済学の教科書的な書籍において、協同組合を、その意義も含めて全体の枠組みのなかに位置付けて中立的な立場から取り上げるものがあるにもかかわらず、わが国においては、幅広く読まれる経済学の書籍においてその枠組みのなかで論じられる機会が少ないという差が大きく、そのことが、今日的には、協同組合に対する無理解・誤解（意図的なものも含む）に基づく批判を生んでいたり、それらの批判が無理解・誤解に基づくことすら広くは認識されないという、協同組合にとって厳しい状況を生んでいる要因の一つと考えられるからである。

その際、「海外では〇〇という経済学者が協同の重要性を指摘している」「協同の重要性を指摘している経済学者が増えている」というように、単に個別事例として紹介するだけでは十分とはいえない。学問は体系性を持つものであるから、協同組合に関する経済学からの様々な指摘が、どのような系譜においてなされ、どのような視角から論じているのかという「位置付け」なしには、中立的な第三者からの理解や共感を得にくいからである。そこで、海外の経済学

における協同組合の扱いについて体系だった説明をするために、^{うえん}迂遠なようであるがまず経済学の大きな流れを整理しなければならない。本稿での整理は、宇沢（1989）を参考に、経済学の流れを大きく二つに分け、それらの違いに焦点を絞っている。そのうえで、経済学の二つの大きな潮流のなかで協同組合がどのように論じられてきたのかを示したい。次いでそのような経済学の二つの大きな系譜が、わが国ではどのように反映されてきたのか、そしてその反映の仕方が、わが国経済学における協同組合の取り上げ方の希薄さや不十分さとうつながつているのかを明らかにする。

なお本稿は協同組合に対して中立的な立場の読み手を想定している。協同組合に関して既にポジティブに評価をしており、更に理解を深めたいということであれば、第1節は迂遠であるため第2節から読み始めていただいて構わない。

結論を先取りしていえば、海外の経済学で協同組合をその体系のなかで取り上げてきたのは、「組織や集団の活動と個人の経済行動の関係性を明らかにしようという考え方」であるinstitutional economics, neo-institutional economicsの系譜であり、わが国では一般に「制度経済学」「新制度経済学」と称されているグループである。

そして、わが国の経済学において協同組合の扱いが薄く、後述のように実態に基づかない評価や批判がなされてきたのは、海外の経済学において大きなウェイトを占めるようになっているこの系譜が、わが国経

経済学においてはその意義を含めてほとんど定着していないことによる、というのが本稿の主な結論である。

本論に入る前に、些末^{さまつ}なようで実は重要だと思われる論点の一つとして、“institution”に「制度」という訳語をあてることが適切かという点に触れておきたい。小野澤(2012)でも論じたが、institutionという用語は多義的で、例えば磯谷(2004)は、institutionという概念が論者によって多様に定義されていることを紹介したうえで、institutionにどうアプローチすべきかに関して一つの章を充てている。そこで磯谷は、institutional economicsの創始者であるT・ヴェブレンとR・コモンズに関して、ヴェブレンはinstitutionを「個人や社会の特定の関係や機能に関する広く行きわたった思考習慣」と定義し、コモンズは「個人の活動をコントロールし、解放し、更に拡大させる集団行動」と定義していると紹介しているが、一般的な感覚として、思考習慣や集団行動といった事柄に「制度」という訳語をこれまであててきたことが適切だったのかという点は検討の余地がある。

筆者は、コモンズの定義を生かして「集団」という訳語をあてた方が、取り上げている対象がより明確になると考える。そもそもヴェブレンの定義も個人的思考習慣ではなく、社会的に広く行きわたり、つまり集団的に共有されているという点が重要なものであり、「集団」に焦点を当てていることはコモンズと同様である。同一の面がなければ同じ学派の創始者のごとき扱いは受けな

いだろうから、相違面よりも同一面の把握を重視すべきである。もともとinstitutionalの対義語の一つはindividualであり、ヴェブレンやコモンズが、institutional economicsとされる経済学の考え方を打ち出したのは、後述のように、個人の合理的選択を理論の根底に据える主流派の経済学に代替する、集団的に行動をする人間の、より現実に立脚した経済学を構築する必要があるとの考えに基づくものであり、その意味で、「個人」の対概念として「集団」という訳語の方が「制度」よりもその意図を的確に反映している。確かに、制度という訳語に近いルールのような事柄がinstitutionとして取り上げられることもあるが、その場合も、ルールそのものよりもルールをめぐる人々の集団的な対応（どの程度守っているのか、守っていることをどう確認する仕組みなのか、など）が焦点になっているのであるから、「〇〇をめぐる集団的対応」とでも把握しておけばよい。

そのような理解に立ち、本稿ではinstitutionに対して基本的に「集団」の訳語をあて、文脈に応じて集団的活動であったり、集団的慣習というような含意で訳語をあてればよいという考え方で記述している。英文からの参照は全て独自にそのような訳語をあてているが、日本語文献を参照している際にも適宜「制度」を「集団」と言い換えたケースがある。それは「ここで集団としているのは、もともと筆者は制度という用語をあてていたが、institutionの訳語として集団の方が適切だ」という参照者の理解に基づ

く」というような注釈をその都度つけるのは煩雑で、いずれにせよinstitutionという原語に立ち返れば同じであって日本語としてそれをどう理解するかの違いにすぎないため、簡便化の観点からそうしたものである。

1 集団経済学とはどのような経済学か

(1) 個人合理主義経済学vs集団経済学

それでは、協同組合をその体系のなかで把握し取り上げてきたinstitutional economics (集団経済学), neo-institutional economics (新集団経済学) とはどのようなもので、経済学のなかでどう位置付けられるものなのか。宇沢によれば、集団経済学は、経済学の基本的な考え方の二つの大きな流れのうちの一つを成すものである。

宇沢は経済学の大きな流れとして「合理主義経済学」と「制度学派（筆者の用語では集団経済学）」^(注1)があるとする。

宇沢は、合理主義経済学では、経済主体である人間は歴史的、風土的、集団的な条件に左右されず、人間の本性に基づいて経済活動を行うという考え方に基づいており、集団経済学は様々な財・サービスの生産、交換に関する集団（慣習）的な要因によって、人々の行動規範がおのずから規定されるという考えに基づいて

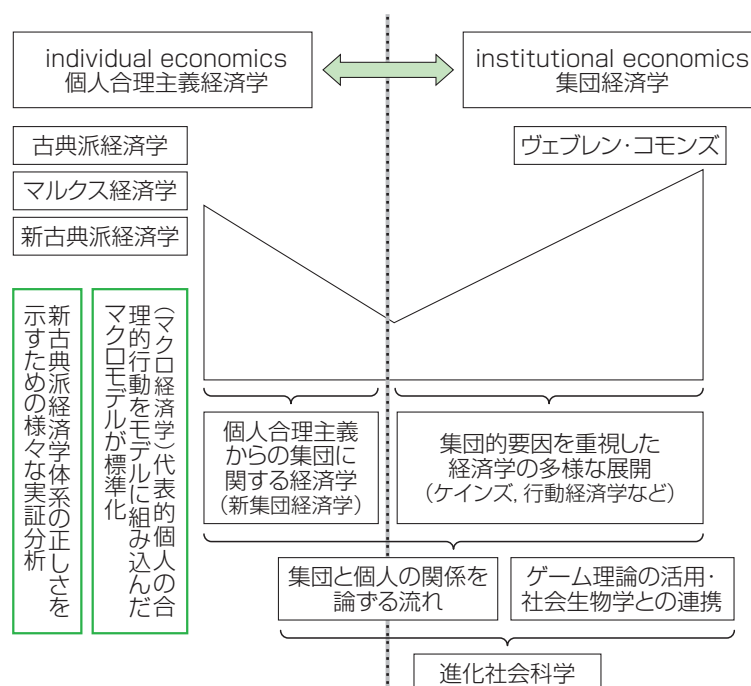
いる、としているが、前者がいわゆる主流派の「合理的経済人」につながる考え方であることはいうまでもない。

宇沢の説明の基本を共有しつつ、集団経済学の創始者とされるヴェブレン、コモンズの認識を取り入れて、本稿では第1図のように経済学の流れを「個人合理主義経済学」と「集団経済学」に大きく2分類した。

以下やや詳細に、集団経済学が提起した問題とそこから逆に浮かび上がってくる個人合理主義経済学の特質について考える。

(注1) 宇沢(1989) 10頁。宇沢は、合理主義経済学と歴史学派・制度学派（筆者の用語では集団経済学）という2分類をしている。歴史学派は集団経済学の誕生の契機になった考え方といえるが、紙幅の都合もあり本稿では歴史学派には触れない。また同書で宇沢はマルクス経済学を歴史学派・集団学派に含めているが、後年の『ヴェブレン』ではヴェブレンの理解に従い、マルクス経済学も合理主義経済学の方に含めている

第1図 経済学の考え方の2つの流れ(海外)



資料 宇沢(1989, 2000)などを参考に筆者作成

ため、そちらの理解を取り入れた。

(2) ヴェブレンによる、個人合理主義 経済学への根本的な批判と経済学 が進化的科学となるための集団重 視の主張

協同組合を枠組みの一部で論じている集団経済学の系譜というものがどのような経緯で誕生し、どのような含意を持った経済学なのかを把握するために、その創始者の一人であるヴェブレンについてまず説明しておきたい。

ヴェブレンの人となりや業績は宇沢(2000)に詳しいが、そこで指摘されているとおり、ヴェブレンは「後世になっても的確な評価を与えられず、経済学における専門的業績も……正当に評価されることはな」く、「名著『有閑階級の理論』の著者としてのみこうかん巷間に知られていて、一風変わった社会科学家としての評価しか与えられないことが多い」。宇沢は、その評価は世俗的曲解であって、ヴェブレンは経済学の歴史のなかで、最も卓越した業績を残した経済学者の一人であると同時に、すぐれた思想家であると紹介している。^(注2)

この大きなギャップの背景を理解するためには、ヴェブレンが単なる経済学者ではなくもともとイェール大学で哲学博士号を取得した哲学者であったことが決定的に重要だと考える。^(注3)

なぜそのことが重要なのか。ヴェブレンは初期の論考である「経済学はなぜ進化的科学 (evolutionary science) ではないのか」

のなかで、経済学は「当時の科学の著しい発展から取り残されてしまって、すでに科学の名に値しないようなかたちで陳腐化してしまっ^(注4)た」と主張している。自らが関与する学問分野をこれほどまで根本的に批判することは、経済学者になるために経済学を中心に学んできた者にはできないことであり、普通の経済学者からみれば誤解を招くのもやむを得ない面がある。しかし経済学の原理なり法則といったものの根拠を問う同論考の視角は、哲学者による科学哲学的な観点からのものであり、teleology (目的論), metaphysics (形而上学), natural law (自然法) といった哲学用語に彩られた文章は決して平易な内容ではないが、科学哲学の論考として読めば極めて重要な論点を提起していることは明らかである。

ヴェブレンの博識は有名で、政治学、経済学、社会学、人類学など様々な論文を読んでいたとされる。そのことも彼が哲学者であることを考えれば何ら不思議はなく、むしろそういった幅広い分野の知識を吸収して同時代における知の全体像を描けるのでなければ、「諸学の基礎」とされる哲学を修めたとはいえないだろう。ヴェブレンに関するこうかん浩瀚な伝記的作品であるDorfman (1934) によれば、ヴェブレンは哲学で博士号を取得したにもかかわらず、神学部出身でないことや不可知論者と思われたことなどもあって哲学講座での就職ができなかった。諸学のなかで経済学分野に注力し始めたのも「経済学の方が教職に就く機会が多いとみた」からで、学士入学したコーネル

大学で知己を得たJ・ローレンス・ラフリンの計らいにより、新設のシカゴ大学経済学部で職を得たのである。

では、経済学が他の科学の発展から取り残された^(注5)というのはどういう意味なのか。進化的科学と非進化的科学との違いについてヴェブレンは、進化的科学の特徴は事実に基づく徹底した因果分析にあるとする。経済学も事実に基づく因果分析を当然行っているがそれは徹底したものではなく、本来因果分析の帰結の一つにすぎない命題の一部を「真理」「正常な状態」「支配的原理」などとすることによって、複雑な因果分析のプロセスを省略し、逆に「正常な状態」にあてはまらない因果関係を攪乱要因^{かくらん}として排除している。そのような経済学における「真理」や「正常な状態」は、実は「その時代に教え込まれた、努力するにふさわしい目的として一般に受け入れられている常識の反映」にすぎないものであるが、それが真理や正常な状態とされることにより、結果的に現実の多様な経済行動を、その「正常な状態」(normality)に照らして分類するという「分類学」になっており、とても進化的科学とはいえないというのがヴェブレンの科学哲学的見地からの評価である。

そして、経済学が進化的科学になるためには、現実のなかから意味のある因果分析を積み重ねる必要があるが、分析すべき個別因果関係、および様々な因果関係を束ねるための焦点は、集团的慣習や集团的行動と個人の経済行動のかかわりだというのが、

ヴェブレンの主張である。なぜなら、進化的科学として現実の因果分析に徹する場合、「人間性にかかる何らかの正常性」(効用はより多く、苦痛はより少なくなど)のような概念の助けを借りないとすれば、そもそも人間の経済活動自体が集团的に営まれているという事実がまずあり、それが出発点になるし、その事実を抜きにした因果分析は^(注6)あり得ないからである。

ヴェブレンは、既存の経済学を批判しただけでなく、自らがいう進化的科学としての経済学に向けた事例研究の一つとして『有閑階級の理論』を執筆した。そこでは文化人類学や民俗学などから得た膨大な知識をベースに、実際の人間行動に依拠しつつ、集団を形成して生きている人間が、経済学者の論ずる「正常な」経済行動からいかにかけ離れて、様々な集団内の慣習にそって、集団の一員であることを示すための経済行動をとっているのかを叙述している。

同書の説明において重要なのは、既存の経済学のような、経済行動の特定の「正常な姿」を前提にするものではないために、そのなかで論じている経済行動を別の集团的因果連関で説明するような代替的な考えを柔軟に受け入れる余地があり、別の集团的因果連関がみつければ、更に人間の集団としての行動に関する理解が深まるというポジティブな学問深化の起点になるということである。

以上のような「既存の経済学は科学性に乏しく、集団との関係における個人の経済行動という現実を踏まえたものにしていか

なければならない」とする経済学の革新の系譜において、協同組合がその枠組みのなかで論じられてきた点を、まず理解しておく必要がある。

(注2) 宇沢 (2000) はしがきによる。ヴェブレンを評価しているのはもちろん宇沢だけではなく、海外では数多い。例えばアローにもヴェブレンを評価する論文Arrow (1975) がある。

(注3) 以下のヴェブレンの人となりについては、Dorfman (1934) に基づく。また、哲学者としてのヴェブレンを分析したものとしてDaugert (1950) がある。

(注4) 訳は宇沢 (2000) 37頁を参照。

(注5) Veblen (1898) による説明を要約した。

(注6) そもそも因果論自体、哲学の重要な一分野である。ヴェブレンの因果論は「因果論的推理の本性は、理性でも知性でも力能でもな」(古賀 (1994, 135頁)) <集団的なcustom (習慣, 慣習) なのだとし、既存因果論をことごとく批判して経験論の立場からの近代的因果論を打ち立てた、デイヴィッド・ヒュームを基礎としていることは明らかだろう。コモンズもその著書でアダム・スミスよりもヒュームを高く評価している。

(3) コモンズが集団経済学の視角を整理

ヴェブレンは科学哲学的な観点から既存の経済学を批判し、新たな経済学のあり方を提示しようとしたが、それは容易ではなかった。既存の経済学のように、何らかの「正常な姿」を前提にして様々な行動を分類するのでよければ、正常な姿を抽象化して「体系」とし、それと現実を比較すれば一応の説明や評価・改善策の提案が可能になる。しかしそれを「非科学」とする以上、集団的な側面を考慮した人間の経済行動の複雑な因果連関を、どのような視角からどのように取り上げて分析していくのが科学的なのか、明確にしていく必要がある。そのような課題に対し、経済学者の立場から一定の指針を与えようとしたのが、集団経

済学のもう一人の創始者とされるコモンズである。

経済学者としてのコモンズの経歴も、ヴェブレンほどではないが特徴がある。コモンズは経済的事情から大学進学のための学費をかせぐために様々な仕事をし、その間活版印刷組合の組合員として労働組合運動に参加、その活動を身をもって経験している。また経済学者としても、実際の労働仲裁に数多くかかわったり、公益法起草に参加するなどの実務的な現場知識が豊富で、相当多くの「集団的な利害調整、合意形成の場面」を実際に体験している。そのような経緯を経て「こうした50年を経験した人が、利害対立と集団的行動という二つの結論にどうして達しないのか、私には分からない^(注7)」と、既存経済学に代替する「集団経済学」を構想し、ヴェブレンを参照しつつも独自の立場から、既存経済学の根本的な見直しが必要と認識して新たな枠組み構築に取り組んだのである。協同組合をその枠組みのなかで論じている集団経済学は、このような、利害調整にかかる現場経験を踏まえたうえで構想されたものだったことも重要である。

集団経済学に関連するコモンズの主要著作は1920年代以降に出版されており、1862年生まれであることから60歳を超えてからのもので、主著である“*Institutional Economics: Its Place in Political Economy*” (以下「IE」という) は1934年、72歳時点の出版である。1900年前後に公表されたヴェブレンによる既存経済学への問題提起が、30年を経てよ

うやく経済学者のなかに一定の形を結んだものがIEといえる。同書は原文約900頁で内容や論点也多岐にわたり、ここでその全貌を紹介する余裕はない。本稿では経済学から協同組合を論ずるにあたって重要と思われる点についてのみ説明しておきたい。

まずコモンズは、労働組合運動への参加経験も踏まえて、集団となることで個人の能力も高められるという点に着目している。institutionを「個人行動を制御し、解放し、拡大する集合行為 (Collective Action)」と定義していたように、実際の集団的な行動を通じた自己実現という面を重視していた点が指摘できる。

第二に、集団経済学を支える哲学的な基礎として、プラグマティズムを明示的に重視していることである。マルクス経済学のように特定の歴史観を基礎とするものを除けば、既存の経済学が功利主義（最大多数の最大幸福）^(注8)の倫理学との親和性が高いことと大きく異なる。プラグマティズムとは、特定の理想像を前提にするのではなく、現実問題の解決や改善に有用な命題を科学的命題とするもので、19世紀後半に米国で生まれ広まった哲学的立場である。ヴェブレンの経済学批判もプラグマティズムを重要な基礎にはしているが、引用等で明示されているわけではない。コモンズは「集団経済学」のなかで、プラグマティズムの創始者の一人であるC・パースを取り上げながら、「われわれがパースに従い、本書で経済学に適用しようとしている探求方法の名称としてプラグマティズムという用語を受け

入れようとしているのは、まさしく物理学者である彼が、あらゆる科学研究における心理学として（プラグマティズムについて）^(注10)説いているからである」。経済学を、ヴェブレンが論じた進化的科学にしていくための探求のスタンスは、実践的で多様な結論を許容するプラグマティズムにある。

第三に、富や財産、所有権についての経済学的な意義付けを、既往経済学に比べて格段に高めたことが指摘できる。個人主義的な経済学においては、財やサービスをめぐる個人間の交換を主な分析対象としているために、財産を有体財産と暗に想定する傾向があった。しかし集団経済学では複数の人間を一体的に扱うことによって、負債の返済義務や譲渡可能性といった「無体財産」(incorporeal property)や、法人化が進むなかで重要性を増す無形財産 (intangible property)（「ビジネスの営業権、高い信用度、良い評判、・・・賃金労働者の信頼」^(注11)）なども、その実態に応じてより現実的な分析を行うための視座が提供されている。例えば富が有体財産であればその量が多ければ多いほど豊かさを示すが、無形財産については、その所有権を制限する力が強いほど所有者の富の豊かさにつながるという大きな違い^(注12)があるという指摘などがその例である。

その他、コモンズの集団経済学では、進化する集団的経済行動を分析するための基礎単位になる「取引行為」（複数の人間の関与が前提）の概念や、一定のまとまりを持って機能している集団を指す「ゴーイング・

コンサーン」, その集団の行動ルールを指す「ワーキング・ルール」など, 従来の経済学でみられない重要な分析視角が数多く提起されているが, ここでは省略する。^(注13)

以上のように, 一方で科学哲学的観点から, 他方で現場感覚豊富な経済学者から, 個人の合理的行動を中核に据えた既存の経済学に代わり, 個人と集団の關係に着目した進化的科学をめざす経済学として集団経済学が20世紀の前半に提起され, 後述のとおり, 協同組合が主に取り上げられてきたのは, 経済学のその系譜においてなのである。

(注7) Commons (1934) 訳書2頁

(注8) 松嶋 (1996) は, 現代経済学の規範的含意を考える際の参照軸は功利主義にあるとして, 経済学と功利主義について論じている。

(注9) プラグマティズムに関しては一ノ瀬 (2016) を参照した。

(注10) Commons (1934) 訳書230頁

(注11) Commons (1934) 訳書120, 128頁

(注12) Commons (1934) 訳書11頁

(注13) 中野 (2016) の第13章では, コモンズの経済学の概要とその重要性について, 極めて的確な説明がされていて参考になる。

(4) 集団経済学による問題提起は経済学の多方面に影響

集団経済学については, 戦間期のアメリカでは大きな動きとなったが, その後「基礎をなす理論を発展させるという固有の課題をなおざりにし」たために, 主流派経済学にとって代わるという意味ではその地歩を喪失したというのが一般的な見方であった。しかし, 集団経済学の特質を考えれば別の見方が必要である。^(注14)

そもそも集団経済学は, 何らかの「固定

的な理想像」を提示し, それに現実を近づけるような志向性を持った経済学ではない。集団のなかでの個人の経済行動や, 個人の様々な経済行動を反映する集団としての経済成果には「理想的・最終的な姿」はあり得ず, 進化か後退かという違いはあるが常に変化し続けるものである。そして, ヴェブレン, コモンズが主張したように, 具体的事実を因果分析し, 個別事情に応じて個人・集団ともにより高い経済的成果を実現するための具体的方策 (科学的命題) を明らかにするとともに, そこで得られた命題を更にまとめあげて, 集団と個人の關係の進化について知の体系をつくるのが, プラグマティズムに思想的基礎を置く集団経済学の課題なのである。

その意味では, 集団経済学の提起した問題が様々な経済分析に影響を与え, 経済学が全体として「進化的科学」に近づいていけば, その役割を果たしているといえる。

そのような観点からみれば, 集団経済学が及ぼした影響は大きかった。

まず, 経済統計の整備があげられる。ヴェブレンの後継者であるW・C・ミッチェルは, 集団的になされる人間の経済行動を把握するためには, その観察と測定が必要との考えのもとに, 経済データの組織的収集・改善を行って景気循環に関する研究を深めるとともに, NBER (National Bureau of Economic Research, 全米経済研究所) を設立して, 国民所得とその分配の推計を手掛けしている。国民所得とは, 一国の国民という集団に関する経済的な成果を把握するもの

であり、その内部でも家計や企業という集団単位ごとに統計を整備することで、それぞれの集団としての経済行動について理解が深まり分析が進んだが、そこには集団経済学の考えが反映している。

次いで、ケインズへの影響も指摘されている。宇沢は、ケインズの企業観はヴェブレンの「営利企業の理論」の企業観と同一であると指摘するなど、「ヴェブレンの経済学の考え方を、より体系的な形で展開し、・・・経済分析に新機軸を打ち出していったのが、・・・ケインズであった^(注15)」としている。ケインズに関する浩瀚な評伝で有名なR・スキデルスキーは「(戦間期の)ケインズの主要な見方は、個人主義的な古い資本主義が大企業と大銀行を中心とする会社型の資本主義に移行しているというもので」「J・R・コモنزに影響されて、経済的な集団行動が、欠乏の時代(封建制)から豊かさの時代(個人主義)を経て、安定化の時代に移行すると考えた^(注16)」と、ケインズの経済観にコモنزが影響を与えたとしている。また中野(2016)によればケインズとコモنزの間には直接的な交流もあり、「両者の理論には共通点が多いことが・・・すでに明らかにされている」^(注17)とのことであり、ケインズの経済学と集団経済学を接続する「ポストケインズ派集団経済学」を称するグループも存在する。

そもそもケインズは「自由放任の終焉」のなかで、「個々人が各自の経済活動において、永年の慣行によって公認された『自然的自由』を所有しているというのは本当で

はない」と、個人の自然的自由を前提にした自由放任主義を否定するとともに、「多くの場合、管理と組織の単位の理想的な大きさは、個人と近代国家の間のどこかにあると私は信じている。したがって私は、進歩とは、国家(という集団)の枠内における半自治的組織体の成長と認知の中にあると示唆したい」「(「自由放任の終焉」で論じてきた)考察は、集団行動の機関を通じた、近代資本主義運営技術の可能な限りの改善をめざす点に向けられてきた」と、集団的行動をどのように組織していくかが、豊かさを左右する大きな要因であるとの考えを持^(注18)っており、集団経済学との親和性が高い。

そのほかにも、現実の経済行動を研究対象として取り上げるいわゆる「行動経済学」の先駆者とされ「限定された合理性」という概念をキーにして、現実の、例えば経営といった組織管理上の意思決定のあり方等について論じたA・H・サイモンは、73年のノーベル賞受賞記念講演において、企業の理論は集団経済学のコモنزからの影響を大きく受けたと固有名詞をあげて言及している。「正常な姿」を前提にした経済学と異なり、現実の集団的な経済行動を考察の出発点にすべきだという集団経済学の問題提起は、今日盛んに研究される「行動経済学」の誕生にも大きくかかわっている。

そして更に、主流派である個人合理主義経済学にも変化が生じた。集団経済学の問題提起および人間の経済行動(生産、消費)が明らかに集団的に行われているという現実(生産主体としての企業も一定の集団であ

り、消費も個人対個人の交換が中心ではない)から、個人の合理的選択を理論の起点に据えている主流派の個人合理主義経済学においても、集団・組織というものの存在意義や役割について説明を迫られたのである。それらは主流派の枠組みにそって、あくまで個人の合理的選択を起点に、組織などの集団の存在意義や機能を説明しようとするもので、neo-institutional economics (新集団経済学、一般には新制度経済学) というグループを形成している。

主流派である個人合理主義経済学は、組織や集団が中心となっている経済活動を、個人合理性の視点からどのように説明したのか。その説明にはいくつかのアプローチがあり、企業のような組織といっても実際には個別契約の集合体なのだという「プリンシパル・エージェンシー理論=委託者・受託者理論」や、生産活動に必要な人材や原材料・中間財を、常に市場で調達しては適切な人材や調達先を探すなどの付随的費用が増すので、費用節約のために継続的な人材活用や資材調達を行う仕組みとして企業や組織があるのだという「取引コスト理論」、企業という集団を、生産手段の所有に関するリスクの持ちかたや収益分配の効率的な仕組みとして説明する「所有権理論」^(注19)などが主なものである。

いずれにせよ個人として行う経済活動が「正常な姿」であり、集団のような固定的関係は便宜的・一時的に形成しているものなのだという理論である。

そもそも人間が集団や組織を形成して生

活をしてきたのは、コスト節約や効率化のためだけだったのかという当然の疑問は残るが、個人合理性を中核にする主流派の枠内で組織や集団を論ずるのであればこのようなものになるし、首尾一貫していることが強みといえる。^(注20)

主流派である個人合理主義経済学もこのように集団や組織の問題を論じざるを得なくなってきたが、その主要な論者の一人であるO・ウィリアムソンは、取引コスト理論に基づき企業について論じた著書の序文で、「ジョン・R・コモンズの流れを汲む人びと・・・は、取引(行為)こそがミクロ経済分析におけるもっとも根源的な分析の単位であるという彼(コモンズ)の言明に、私がくみしていることを認めるであろう」と、コモンズの問題提起の影響を明記し、先行文献紹介の冒頭で解説をしている。^(注21)

以上のように、ヴェブレンが課題提起し、コモンズが一定の指針を与えた集団経済学の登場は多方面に影響を与え、組織・集団の活動や、個人の経済行動の様々な集団的側面の理解こそが経済学にとって大きな課題なのだというのが、海外の経済学では相当幅広く共有されるようになっている。

(注14) Hodgson (1988) 訳書19頁

(注15) 宇沢 (2000) 131頁

(注16) Skidelsky (2009) 訳書246頁

(注17) 中野 (2016) 361~362, 388, 400頁

(注18) Keynes (1926) 訳書344~350頁

(注19) Hart (1995) 第1~2章を参照した。またこのような系譜の一つとして青木昌彦による比較制度分析(筆者の用語では比較集団分析)もある。

(注20) 中野 (2016) は、新制度経済学が、制度(筆者の用語では集団)を個人の活動に対する制約とみなす点を批判しているが筆者も同意見である。

(注21) Williamson (1975) 訳書 i ~ ii 頁

(5) ゲーム理論の活用や社会生物学との連携による集団経済学の科学性の高まり

集団経済学の分析の基礎となる現実の集団的活動やそこにおける個人の行動に関して、コモンズは米国らしく裁判判例のなかから集団的利害調整の経済学的な意味を抽出したが(『資本主義の法的基礎』)、それはあくまで視点を提供しただけで、どのような枠組みでそれを、より幅広い因果分析やより多様な集団的課題解決につなげていくのかを明確にしたわけではなかった。もちろん、個人間の複雑な利害調整を含む集団的な行動の因果分析を通じて、より望ましい成果を実現するための有用な命題を導き出すという作業は決して容易ではなく、万能な方法があるとは思われない。

そのなかで、有力な手法として数学者から提示されたのが、集団と個人の相互作用を数理的に表現する手法としての「ゲーム理論」である。ゲーム理論は、集団における個人の多様な行動について、個別事例分析を超えた一定の抽象化のための有効な手法として、集団経済学において活用されるようになっていく。

また集団経済学は、その展開のなかで社会生物学(生物の利他的行動などの社会性に着目する行動生態学)との連携もみられるなど、経済学の一学派を超えた学問分野となってきた。それは、当初ヴェブレンが主張した進化的科学に向けた経済学の歩み

の大きな柱の一つになっているというのが筆者の認識である。^(注23)

その意味で、もはや学派分けは適切ではないともみられるが、現実には発生している様々な集団的課題とそれらの解決を念頭におき、集団やそこにおける個人の経済行動を理解・分析する枠組みに関するこれまでの研究成果を包括的に取り上げた、集団経済学からのミクロ経済学の教科書も書かれるなど、一般への普及も進んできている。S・ボウルズ“Microeconomics : Behavior, Institutions, and Evolution”(ミクロ経済学; 行動, 集団, 進化)がそれであり、そこでは市場、国家という集団的行動の単位に加えて、共同体による統治を重視する議論が展開されている。^(注24)

ボウルズは、経済学の主流派が前提にしている、個人個人が他者を考慮しないで自己最適化を図ると結果的に社会全体が最適化するという因果論は、極めて限定的な状況(完全情報、資源の可塑性、取引コストゼロなど)でしか成立せず、具体的な豊かさや貧困の説明にならないとし、集団的行動とそこにおける個人行動のあり方を理解するための「進化社会科学」という代替的パラダイム構築が必要であるとしている。そして具体的な豊かさや貧困の問題(例えばインドのパランプール村では、種まき期の集団的調整ができないために適期に播種ができず、最初にまいた人の種は鳥に食べられてしまうから収穫できるぎりぎり最後になって種をまくために収量も少なく、いつまでたっても豊かになれないという事例等)において、

何が問題なのかを理解し対応策を考えるための、集団と個人にかかる様々な分析手法等についてこれまでの成果の概要が整理されている。その教科書では、前述のように、社会生物学的な知見も活用しており、集団経済学の発展方向は他の学問分野との連携も含めた、より豊かな成果が展望できるものになってきている。

以上のように集団経済学とは、主流派である個人合理主義経済学と異なる進化的科学としての経済学をつくるという目的を持って登場した学派であり、その登場による影響によって海外の経済学においては過去数十年にわたり、集団内での個人行動のあり方、個人行動と集団的成果についてなど個人と集団のかかわりが、経済学の議論の一つの大きな柱となってきたのである。

(注22) 例えばWilson (2012) がボウルズの研究について言及している(訳書295頁)。

(注23) そのほかにも実験経済学、行動経済学などがその方向にあると考える。

(注24) 宇沢(2000)ではボウルズを、「ヴェブレンを継ぐ人々」の中で紹介している。

2 協同組合は海外の経済学ではどのように取り上げられてきたのか

(1) 古典派ないし新古典派による協同組合の取り上げ方

以上のような経済学の大きな流れにおいて、海外では協同組合はどのように取り上げられてきたのだろうか。次にその点を系譜ごとに整理してみたい。

まず、ヴェブレン以前の古典派ないし新

古典派についてみてみよう。ヴェブレンの評価によれば、古典派から新古典派の既存の経済学は固定的な「正常な状態」を前提にした分類学ということになる。実際に協同組合の取り上げ方を理解するうえで、ヴェブレンによるこの評価の視点は大きい参考になる。

古典派に関しては、協同組合に対する取り上げ方は論者によって異なっている。例えばアダム・スミスは組合や結社についてその意義を否定的にとらえていたが、それはアダム・スミスが描いた「正常な姿」において、そのような位置付けだったからである。コモンズがIEで分析しているように、^(注25)アダム・スミスの認識は、人間は「神の恩恵」により「共感」という本能を与えられており、それによる「適切さの感覚」のもとで事業を行うのであればそれが豊かさを生むので、その発現を妨げている「教会、地主、結社、組合」の廃止は、その実現に向けた方途になるというものだった。いうまでもなく、全ての人間に「適切さの感覚」があることを因果分析を通じて立証し、結社や組合がその発現を妨げている事実を積み重ねたうえでの立論ではなく、自身で描く「正常な姿」を前提に、それとの対比において結社や組合の意義を否定したのである。

一方で時代はやや下るが、A・マーシャルやA・ピグーのように、英国の経済学者では、協同組合をポジティブに評価している例もある。既にロッチデール組合等の動きが明確になっており、それ自体の評価が

高かったということもあろうが、英国の経済学者の「あるべき正常な方向」に関しては、階級（という集団）対立の緩和が大きな目標となることが多く、階級対立緩和という観点からの分類で、協同組合の意義が評価されているのだと考えられる^(注26)。

他方、個人の合理的行動を理論の基礎にしている新古典派経済学においては、そもそも個人間の協力のような、経済取引以外の個人個人の影響関係は「外部性」として「正常な姿」から除外されているため、協同組合のような相互扶助組織が体系のなかに入り込む余地はない。協同組合は体系の外の、独占や寡占といった「市場の失敗」のような例外状況において、それへの対応として意義があるという取り上げ方である。この点については小野澤（2012）でも論じているが、例えば寡占的な市場構造の場合に、協同組合が原価主義をとることによって、経済効率が高まるというように分類分けがされている。

マルクス経済学からの扱いについては後述するが、このように古典派や新古典派に関しては、それぞれの「正常な姿」に協同組合があてはまるかどうかによって、評価や取り上げ方が異なっているのである。

（注25）Commons（1934）訳書245、256頁

（注26）古典派経済学の分配論が地主、資本家、労働者の3大階級をめぐるものだったことは三土（1993、246頁）参照。

（2） 集団経済学による協同組合の取り上げ方

次いで、そのような経済学を批判した集

団経済学では、協同組合をどのように取り上げたのだろうか。

まず最初に、集団経済学は協同組合を論ずることを目的としたものではなく、組織活動全体がその関心対象であることを理解しておく必要がある。そのため、より存在感の大きい一般の事業法人がまず分析の対象となりがちなのである。

ヴェブレンの著作を全て網羅したわけではないが、協同組合に関しては特段大きくは取り上げていないのではないと思われる。その一方で企業については『営利企業の理論』で、営利企業という集団は機械の規律（machine discipline）が浸透することによって、営利獲得に必要な精神的基礎が掘り崩されることを通じて傾向的に衰退すると論じている。これも『有閑階級の理論』同様、営利企業を集団慣習の面から因果論的に分析したものであり、営利企業のあるべき「正常な姿」を論じたのではない点が特徴である。

一方コモンズはIEにおいて、ビッグビジネスや、様々な他の集団的行動（コミュニティやファシズム等）との比較のもとで、米国の歴史における実際の協同組合の消長について言及している。その内容についてまだ十分に把握できていないが、コモンズの視点も何か特定の「あるべき姿」を前提にしたものではなく、協同組合や労働組合、ビッグビジネスなどの様々な組織体に生じた事態を、IEで提示した分析視角から因果分析を試みているものとみられる。そして一定の因果分析の結果として、社会主義やフ

ァシズムの方向ではなく、(協同組合を含む) 自発的な民間団体こそが、自由と民主主義を生かす道だと論じている。^(注27)

協同組合を含めた自発的な民間団体の存在を、事業法人のみならず社会主義やファシズムといった集団行動も含めた、幅広い観点から分析できる点が、集団経済学の分析視角の特徴を示すものであろう。

(注27) Commons (1934) 903頁

(3) 新集団経済学による協同組合の 取り上げ方

新集団経済学は第1図(前掲)のとおり、個人の合理性を理論の中核に置く主流派経済学の拡張として集団(=組織)を論じており、前述のとおり、集団に参加する個人のそれぞれの合理性が満たされることが組織形成や存続の前提条件になるという考え方である。そしてその抽象的な「個人合理性が満たされる組織」との比較において現実の組織を分類していくという手法で、協同組合が取り上げられている。現実の協同組合の詳細な因果分析を行うものではないが、実際の組織や事業の構造を踏まえた取り上げ方となっている。

実際に取り上げている例としては、新集団経済学からの組織論として最も包括的な教科書であるミルグロム&ロバーツ『組織の経済学』で、スペインのモンドラゴン協同組合、イタリアの建設業協同組合など世界の様々な協同組合を紹介しつつ、協同組合では組合員数が増えて組合員の多様性が高まると組織運営上の合意形成の困難が高

まる可能性があることを指摘している。^(注28) 新集団経済学による協同組合論については小野澤(2012)で紹介したため本稿では詳述しないが、米国を中心に多くの研究がなされており、利用高に応じて意思反映に一定の差をつけるなどのいわゆる「新世代農協」の理論的バックボーンになったものである。ただし、新世代農協は米国においてもさほどの広がりはみせなかったことから、協同組合の組織や事業の運営に関しては、新集団経済学が提起した方法を超えた、様々な利害調整や満足度向上の方法があることを、逆に示唆するものといえる。

(注28) Milgrom & Roberts (1992) 訳書625~626頁

(4) より科学性を高めた集団経済学 (進化社会科学)における協同組合 の取り上げ方

前述のように、集団経済学は近年ゲーム理論の活用や社会生物学との連携などを通じてその科学性を高めつつあり、もはや一学派を超えて、進化的科学に向けた経済学の歩みの大きな柱の一つとなっている。そのなかでまとめられた教科書ともいえるボウルズの前掲書において、協同組合は、複数の事業者が協同することで、個別の経済成果を得つつ共有資源の価値や維持可能性を高め、集団的成果と個別の豊かさを共に実現している組織・事業体の一つとして取り上げられている。参照されているのは、日本の漁協とアメリカの労働者協同組合であり、共同体統治が成果をあげている事例としての紹介である。具体的には富山県の

エビ漁協が取り上げられているが^(注29)、概要は、7隻のエビ漁船からなる組合で各船は所得・費用を共同化し、傷んだ漁網の修理や漁場情報収集、後進指導等を協力して行っているというもので、協同組合としては特段変わった活動をしている事例とはみられない。農協に置き換えれば、生産部会の活動を通じた産地ブランド力の向上と個別農家の手取り増加や新規就農支援といった、どこでも取り組まれている事業との差はないが、同じ地域においてそのような協同行為を行っていない漁家との比較対照が分かりやすく、注目をひいたのではないかとみられる。

いずれにせよ、集団経済学の近年の研究成果を示す教科書において、わが国協同組合を含む協同組合の2事例が、全体構成においてポイントとなる「個別経済行動と集団全体の経済成果の共進化 (coevolution)」の事例として参照されていることは、集団経済学の進化社会科学への発展のなかで、協同組合の取組みが、おのずと注目度が高まってきていることを示すものである。

古典派から集団経済学、新集団経済学、進化社会科学のそれぞれにおける協同組合の取り上げ方を概観すると、海外においては、経済学がより現実に立脚したものになるにつれて、協同組合の取り上げ方や評価も、その実態を反映した、より納得感のあるものになってきているといえるのである。

(注29) Bowles (2004) 訳書453, 454頁

3 経済学の動向のわが国への反映、わが国経済学で協同組合の扱いが希薄な理由

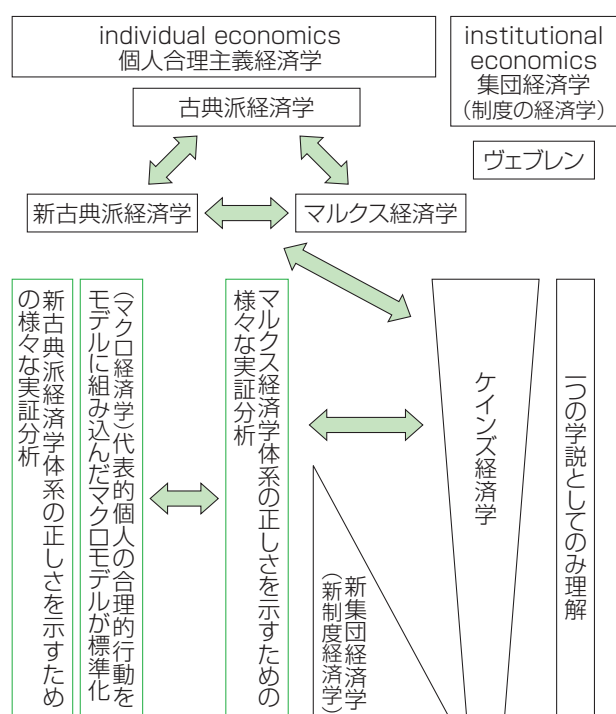
(1) 海外の経済学の潮流はわが国ではどう反映されてきたのか

前述のとおり、海外では経済学の教科書的な著作においても協同組合がその枠組みのなかで取り上げられ、その扱い方自体も、経済学の進化のなかでより実態に即した分析や評価になってきている。

それに対しわが国においては、経済学からの協同組合の取り上げ方は希薄で、かつ実態に基づくものとはいえない例が多い。なぜそのような違いが生じているのか。それを考えるためには、海外との比較でみたわが国経済学のありようを理解しておかなければならない。なおここで論じる「経済学のありよう」とは、専門的学術雑誌における議論の動向ではない。専門家の関心しか呼ばないような細部の論点ではなく、世論形成のもとになるような経済学の普及状況をここでは重視しており、その意味では書店で並んでいる一般向けの経済学関連書籍や経済学史での扱いが、ここでの「経済学のありよう」の内実である。

第2図は、そのような観点からの筆者のイメージを図式化したものであるが、まず集団経済学に関しては、海外に比べてその普及や広がりには欠けているといわざるを得ない。前掲の第1図で示したような、既存の経済学に対して最も根本的な批判をし、

第2図 わが国における経済学の様々な系譜



資料 筆者作成

あるいはヴェブレンがめざしたような経済学を進化的科学にしていくという課題を担った経済学という見方が普及しているとも思われない。その創始者とされるヴェブレンについても、経済学史上は一つの特異な学説としての扱いばかりであり、ヴェブレンや集団経済学の重要な意義を的確に把握し、分かりやすく主張していたのは国内では宇沢が唯一といってよい。

重要な論考であるヴェブレンの「なぜ経済学は進化的な科学ではないのか」が、その難解な内容や経済学の論考としての位置付けのむずかしさもあってか、ごく最近まで翻訳されていなかったことも、普及度の低さを示すものである。

創始者の一人であるコモンズに関しては、

ケインズやサイモンとの関係も明確であるにもかかわらず、IEという900頁近い主著は翻訳すらされず、近年までほとんど、忘れられた経済学者という状況が続いてきた。

なぜこれほど普及が遅れ、意義が理解されてこなかったのか。前述のように、institutionを「制度」と訳したためにその日本語にとらわれてしまい、一般の注目を浴びづらかったという点が意外に大きな要因ではないかと考えるが、もちろんそれだけではない。それ以上に、集団経済学がアダム・スミス以来の既存経済学のあり方全体を批判しているために、経済学を経済学部で学んだだけの経済学者にとっては、興味の対象になりにくい面があったといえよう。本稿で論じたように、ヴェブレン自身哲学という別の視角から経済学をとらえていたし、ヴェブレンの重要性を把握した宇沢も数学科出身で経済学だけを学んできたわけではなかった。コモンズを評価したサイモンも政治学で博士号を取得したうえで、経済学だけでなく認知心理学、経営学、情報科学などの多分野で業績をあげており、経済学者の肩書きには収まらない。ケインズや中野にも行政官としての経験があるなど、経済学の外側からの視点を持っていることによって、集団経済学の重要性がよく理解できるということがあるのではないか。その意味では、一般に縦割り社会で他分野との交流に乏しく、内向きになりがちなのが国の組織文化風土の影響も大きいだろう。

以上の状況にも近年変化が生じつつある。前述のようにヴェブレンの「なぜ経済学は

進化的科学ではないのか」がようやく翻訳されただけでなく、IEの翻訳も開始され3分冊の1冊目が既に刊行されている。そしてコモンズの経済学については、影響力ある論客の中野がその著書で取り上げて的確に解説をしており、わが国においてもようやくその重要性に光が当たりつつある。この背景には、リーマンショックのような世界的混乱を予測・防止できず、その後の低成長や格差拡大などの課題にも有効な対応策を打ち出せない既存経済学全体の行き詰まりに対する、わが国経済学内部からの省察の高まりがあると考えられる。

そのような一定の変化はあるが、現時点のわが国において、集団経済学の意義の理解や一般への普及度はいまだ低いものがある。その結果経済学史の書籍ではどれでも、古典派、マルクス経済学、新古典派といった、ヴェブレンによれば「正常な姿」を前提にした分類学にとどまる経済学が中心になっており、戦後の経済思想に大きな影響を与えたケインズ経済学が、政策面での有効性が疑問視されて位置付けが低下するなかで、個人合理主義経済学の影響力の強い状況が続いている。

(2) わが国経済学では協同組合はどう扱われてきたか

海外と大きく異なるわが国経済学のありようは、経済学からの協同組合の取り上げ方に次のような影響を与えている。^(注30)

第2図のとおり、わが国経済学は個人合理主義経済学の系譜によって大半が占めら

れており、海外で主に協同組合を取り上げてきた集団経済学の系譜は著しく小さい。その結果、経済学からの協同組合の扱いも希薄になり、取り上げ方も、実際の現場における具体的取組みの分析に基づくものではなく、それぞれの学派における「正常な姿」との比較のうえで、「正常な姿との乖離度」の観点から分類・評価されるという扱いを、これまで経済学からは受けてきたといつてよい。

わが国において当初協同組合を取り上げたのは、マルクス経済学の系譜であった。マルクス経済学からの様々な協同組合論については既に多くのサーベイがなされており^(注31)ここでは詳述しないが、例えば協同組合は流通経費の節約を通じて資本に奉仕するものであるという説^(注32)(近藤理論)がその一例である。それは、個別に多様な協同組合の組織や事業のあり方が、農業者・中小事業者や消費者の利益にそれぞれどうつながっているのか、組織や事業の多様性とその成果との間にどのような因果関係があるのかといった厳密な因果分析をせずに、自ら信ずる「正常な姿」(労働者が全ての生産手段を所有する社会主義体制)に合致する要素は評価(あるいは個別事例を紹介)し、それからはずれる要素は「攪乱要因」のように扱う(社会主義という望ましい正常な姿からすれば協同組合の行っていることは流通経費の節約にすぎないとする)ことで、「複雑な因果分析のプロセスを省略している」といわざるを得ないものである。しかし、ヴェブレンや集団経済学の問題提起の意義がほと

んど定着しておらず、非進化的科学としての経済学が中心のわが国では、協同組合に対するそのような立論が「複雑な因果分析のプロセスを省略している」という認識自体が欠落している。

現代の主流派経済学である新古典派経済学からの協同組合の意義付けは、本格的になされたわけではないが、基本的には個人は、経済取引以外では他者とかかわり合うことなく自らの嗜好のみによって効用を最大化するように合理的な選択をし、企業も利潤最大化のみを目標として行動することで、価格機構がスムーズに働けば理想的な経済状態が実現するという理想像をもとに、独占などの市場の失敗という「例外状況」においてのみ協同組合は存在意義があるという、分類学的な位置付けということであろう。その含意には、通常であれば利潤最大化に適した株式会社が「正常」という考えがあることはいうまでもない。「個人が効用を最大化し企業が利潤を最大化することが社会全体にとって望ましい」という命題は、一度たりとも因果論として実証されていないし、現実の個別行動がそうではないのだから実証不可能であるにもかかわらず、抽象的な解の存在をもって「複雑な因果分析のプロセスを省略している」のであるが、ここでも非進化的科学としての経済学が中心のわが国では、「複雑な因果分析のプロセスを省略する」ことの深刻な問題性に関する認識が欠落している。わが国において、ヴェブレンやコモンズの集団経済学や、進化的科学とは何かという問題提起の意義が

十分には理解されてこなかったことの負の影響は大きい。

そしてその負の影響が、今回の「農協改革」にも大きく及んでいることは明瞭である。多様な現実に対する慎重な因果分析を省略し、特定の「正常な姿」を想定して正常な姿に合致するものは評価し、それからはずれるものは攪乱要因として排除するという考え方は、今回の農協改革にも強く反映されている。総合農協であることが原因で営農指導が手薄になっているのか、准組合員が増えたことが原因で農家の利益が妨げられているのか、逆に専門農協になるとどのような因果連関で農業者や地域が豊かになるのか、准組合員の事業利用量に強制的な制限をかけると、どのような因果連関で農業所得が高まるのか。何ひとつ具体的な因果分析を経ずして、また、多様な組織・事業体である農協の多様性（個別の成功や停滞の原因など）の分析もなくして、農業者や地域に多大な影響を与えるような大きな制度改正を行うのは極めて危険なことである。しかしそれに関して、中立的客観的立場にある経済学者から懸念や疑問の声がほとんど聞かれなかったことの背景には、第一に前述のようにわが国の経済学は個人合理主義経済学が大半であることから、実証的因果分析の欠落に対する学問的懸念について希薄な面があること、第二に海外では経済学の革新を進めてきた集団経済学の系譜がわが国ではほとんど定着していないために、集団のなかでの個人、個人と集団の相互作用のより望ましいあり方を考えるこ

とが経済学を中心課題なのだという認識が薄く、そのような課題に関する知見の蓄積が乏しいうえに、むしろ個人の自由な選択が「正常な経済行動」という信念のもと、既存の集団的な経済行動の改変や破壊は、それが何であっても、何の因果分析がなくとも、「悪いものではない」という考えが心に浮かぶ、そういった状況にわが国経済学があることが大きいとみられる。

現実には、経済活動は純粋な個人単独では行い得ないものだから、ある集団的経済活動が改変された後には、別の集団的経済活動が行われるのであり、それが、改変以前に比べて参加する個人や集団全体にとってより望ましいものになるかどうか、因果分析を通じた慎重な事前検討が必要である。そこにこそ経済学者の知見も求められるのだということは、前述のボウルズのような、集団と個人の経済行動に関する教科書がまとめられている海外では、わが国よりは広く共有されているはずである。経済学のあり方が国の豊かさに与える影響は大きいといえよう。

更にいえば、その負の影響は因果分析の欠如という点にとどまらない。市場機能の活用をめざした構造改革は選択肢の拡大など自由化を進めているようにみられるが、協同組合に対してはその機能や利用者を狭める方向で施策が立案されており、一見すると一貫性がないように感じられる。しかしそれは矛盾でもなんでもない。そういった異なる対応の基礎となる考え方は、「正常な姿」を前提にした個人合理主義経済学の

体系そのものだからである。経済学の教科書を開いてみればどれも同様に論じているように、市場機能が十分に働くためには、個人は他者をかえりみずに自らの嗜好のみに従って効用を最大化し、企業が利潤を最大化することが条件なのである。つまり「市場機能がよく働いているのが正常な状態」という考えが前提になると、個人の趣味嗜好や政治信条は自由であろうが、売買や投資などの経済行動の目的に関しては効用最大化、企業の利潤最大化こそが「正常」なのだから、それ以外の相互扶助や利他的行為、「三方よし」的な経営や利潤を目的とせずに利用拡大をめざす事業運営などを否定ないし極小化するような、経済活動の目的における多様性の敵視につながるのである。構造改革において市場機能活用を唱える論者がめざしているのは、結局はそのような、経済活動の目的の多様性を否定する社会であることには十分留意をする必要がある。だからこそ農協は組合員の相互扶助組織であるにもかかわらず一事業者のように扱われ、事業は利益最大化せよ、株式会社への転換を考えよと指示されているし、兼業農家は多様性を評価されるのではなく否定的にしか扱われないのである。

繰り返しになるが、個人が他者をかえりみずに自らの効用を最大化し、企業が利潤最大化を追求することが社会的な豊かさにつながるといった命題は、一度たりとも因果論として現実に実証されたことはない。にもかかわらず、そういった、組織や事業の多様性を否定するような方向が、何の根

抛もなくめざされていること、そして、本来であれば社会の豊かさを高めるための個人と集団の多様な相互関係に関する知見を蓄積してそれに対抗すべき集団経済学の基盤に乏しいために、わが国経済学からは何らの疑念や懸念も表明されないことが大きな問題である。

成熟化社会においては逆に、経済活動の目的に関しても多様性を重視し、個人個人の自発性を高めることによって、より多様なニーズに応えることが可能となり、それが豊かさを高めていくのである。わが国においては注目度が低かったが、2012年が「国際協同組合年」とされて協同組合の認知度向上や普及促進が図られたり、ドイツからの提案に基づいて昨年（16年）ユネスコが協同組合を無形文化遺産に登録するなど、豊かさを高めるための協同組合の多様な活動や事業は、海外ではわが国よりはるかに重要視されている。その基礎には、経済学の分野において協同組合などの多様な自発的な組織の活動の意義が、ポウルズの教科書のように、より正当に評価されるようになってきていること、そういった考えが専門家だけでなく、広く普及しつつあるといった学問的な背景があることは確かだと思われる。

翻ってみれば、わが国経済学の海外との比較でみた狭量さ^(注33)（自らの抱く「正常な状態」への固執）が、過去20年以上に及ぶ構造改革の不寛容さ（〇〇をせよ）や、それを強要される側の納得感のなさ（現場の因果関係に基づかないことによる）の大きな原因と考

えられる。経済学者のなかでもわが国経済学の見直しが必要との指摘があるが、確かにその必要性は大きいと考える。^(注34)

(注30) ここでは農業経済学からのアプローチは検討対象としていない。

(注31) 清水（2007）、河野（1994）など参照。

(注32) 近藤（1974）

(注33) 前掲ポウルズのような教科書や、Dasgupta（2007）の入門経済学のような書籍がみられず、判で押したような教科書しかないわが国経済学の現状を踏まえたもの。

(注34) 本稿とは考え方が異なるが、例えば伊藤（2016）、塩沢ほか（2014）が見直しの必要性を論じている。

おわりに

海外では経済学の教科書的な書籍においても、その体系のなかで協同組合が取り上げられているが、わが国経済学において協同組合の扱いが希薄でかつ不十分であるのは、端的に言えばわが国経済学のあり方が、海外から相当ずれていることが要因といえる。本稿で述べたような「集団経済学」の普及などを通じてその状況が改善するまでには時間がかかろうが、内外の相違の原因については、ある程度特定ができたのではないかと考える。

そしてそのことは、わが国の協同組合論において、次のような課題が急務であることを示唆している。それはこのようなわが国の学問環境を変えるべく、協同組合論の側から積極的に、他の学問分野の概念を用いて協同組合の実態の説明を試みることである。本稿で示したように、経済学の分野では、集団経済学の発展としての進化社会

科学という枠組みにおいて、既に協同組合の事業がポジティブに評価されているのだから、その枠組みや分析手法を通じて、協同組合の具体的な取組みを普遍的な概念で説明できると考える。

協同組合の活動や事業を広げるには、組合員活動の活発化やより高いレベルの協同事業など、現場での取組みによって組合員・利用者・理解者を増やしていくしかないことはいままでのないが、協同組合論の内容を他の学問分野の枠組みを用いて豊富化していくことは、協同組合への幅広い関心と呼ぶ一つの手段として現場の取組みを後押しするものになろうし、また誤解や無理解に基づく批判への予防にもつながろう。

進化社会科学の教科書における協同組合の取り上げ方は、前述のように現場の実態に即したもので納得感が高いが、例えば非営利という特質や、不特定多数を対象にするものではないが組合員を増やすことが重要な課題になるという協同組合の開放的(inclusive)な組織・事業の特徴が進化社会科学の観点からどう考えられるのかなど、まだ十分には分析されていない面も多い。それらも含め、協同組合論をより開かれたものにしていくことは、協同組合について幅広く一般に理解と認知を求めていくうえで、大きな意味を持つと考える。

<参考文献>

- ・磯谷明德(2004)『制度経済学のフロンティア—理論・応用・政策—』ミネルヴァ書房
- ・一ノ瀬正樹(2016)『英米哲学史講義』筑摩書房
- ・伊藤修(2016)『日本経済<悪い均衡>の正体—社会閉塞の罫を読み解く—』明石書店

- ・宇沢弘文(1989)『経済学の考え方』岩波書店
- ・宇沢弘文(2000)『ヴェブレン』岩波書店
- ・小野澤康晴(2012)「米国における経済学からの農協論の諸潮流—新古典派と組織の経済学を中心に—」『農林金融』4月号
- ・河野直哉(1994)『協同組合の時代—近未来の選択—』日本経済評論社
- ・古賀勝次郎(1994)『ヒューム体系の哲学的基礎 デイヴィッド・ヒューム研究 I』行人社
- ・近藤康男(1974)『近藤康男著作集 第5巻 協同組合原論』農山漁村文化協会
- ・塩沢由典・有賀裕二編著(2014)『経済学を再建する—進化経済学と古典派価値論—』中央大学出版部
- ・清水徹朗(2007)「協同組合理論の展開と今後の課題」『農林金融』12月号
- ・中野剛志(2016)『富国と強兵—地政経済学序説—』東洋経済新報社
- ・松嶋敦茂(1996)『現代経済学史 1870~1970—競合的パラダイムの展開—』名古屋大学出版会
- ・三土修平(1993)『経済学史』新世社
- ・Arrow, K.J. (1975) "Thorstein Veblen as an Economic Theorist," *The American Economist*, March.
- ・Bowles, S. (2004) *Microeconomics : Behavior, Institutions, and Evolution*, Princeton University Press. 塩沢由典・磯谷明德・植村博恭訳(2013)『制度と進化のミクロ経済学』NTT出版
- ・Commons, J.R. (1934) *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, The Macmillan Company. 中原隆幸訳(2015)『制度経済学』ナカニシヤ出版
- ・Dasgupta, P. (2007) *Economics: A Very Short Introduction*, Oxford University Press. 植田和弘ほか訳(2008)『1冊でわかる 経済学』岩波書店
- ・Daugert, S.M. (1950) *The Philosophy of Thorstein Veblen*, King's Crown Press.
- ・Dorfman, J. (1934) *Thorstein Veblen and His America*, New York: The Viking Press. 八木甫訳(1985)『ヴェブレン：その人と時代』CBS出版
- ・Hart, O. (1995) *Firms, Contracts, and Financial Structure*, Oxford University Press. 鳥居昭夫訳(2010)『企業 契約 金融構造』慶應義塾大学出版会
- ・Hodgson, G.M. (1988) *Economics and Institutions: A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Polity Press. 八木紀一郎ほか訳(1997)『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会

- Keynes, J.M. (1926) "The end of laissez-faire". 宮崎義一訳 (1981) 『自由放任の終焉』『ケインズ全集 第9巻 説得論集』東洋経済新報社
- Milgrom, P. & J. Roberts (1992) *Economics, Organization and Management*, Prentice Hall. 奥野正寛ほか訳 (1997) 『組織の経済学』NTT出版
- Skidelsky, R. (2009) *Keynes ; The Return of the Master*, PublicAffairs. 山岡洋一訳 (2010) 『なにがケインズを復活させたのか? —ポスト市場原理主義の経済学—』日本経済新聞社
- Veblen, T. (1898) "Why is Economics Not an Evolutionary Science?", *The Quarterly Journal of Economics*, Volume 12. 高哲男訳 (2015) 『経済学はなぜ進化論的科学でないのか』『有閑階級の理論』に附論として掲載, 講談社学術文庫

- Veblen, T. (1899) *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in the Evolution of Institutions*, The Macmillan Company. 訳はいくつか存在するが例えば村井章子訳 (2016) 『有閑階級の理論』筑摩書房
- Williamson, O.E. (1975) *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press. 浅沼萬里・岩崎晃訳 (1980) 『市場と企業組織』日本評論社
- Wilson, E.O. (2012) *The Social Conquest of Earth*, Liveright. 齊藤隆央訳 (2013) 『人類はどこから来て、どこへ行くのか』化学同人

(おのざわ やすはる)



協同組合として有事に挑む

悔しかった

平成26年前後の農協批判に悔しい思いをされた方は多いと思います。誤解、中には意図的な曲解がこれでもかと流布されました。同年全中職場にいなかったこともあり、私も本当につらかった。

総合JAに関する最大の曲解は、総合JAだから農業振興できない、准組合員制度があるから営農事業に努めない、という批判です。何を言うんだ、総合JAだからこそ何とか踏ん張っているんだ、というのが多くのJAグループ関係者の思いでしょう。組合員の営農は、厳密に見れば赤字基調が多く、これを支えるJAの営農・経済事業の収支は厳しい。准組合員を含めて諸事業でJAに結集いただいて、ようやくやっているんだ。組合員の皆さん方はよく理解いただいているぞ、と。

農業者に対する調査の絶大な影響力

しかし、当時、農林水産省はこうしたJAグループの主張を覆すように、農業者を対象とした調査結果を盛んに発表・引用しました（「農林水産情報交流ネットワーク事業 農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査結果」平成25年12月公表）。JAの購買・販売事業の価格面に絞った満足度を聞き、「満足していない」という回答が多数との結果を引き出していました。JAグループがどう主張しようが「いや、農業者は評価していない」。農林水産省は現在も認定農業者等を対象にアンケートを繰り返し実施していますし、これからも実施するでしょう。

世代交代期だからこそ農業者所得へのこだわりを

百点満点をとっている組織はありません。必ず課題はあります。平成26年当時扱いに困ったことは、誤解・曲解と的を射た課題指摘が縋い交ぜになっていたことです。ましてや日本の農業・農村は世代交代期です。次世代の方々が就農され今まで以上の規模で経営されなければ日本農業の生産高はガクンと落ちかねません。職業としての農業の魅力を上げる。そのためには所得に重きを置く必要があります。農業者所得が改めて注目される所以です。多くを語れませんが、JA自己改革の第一のポイントはここにあります。

「実績」「評価」「計画」数字にして主張する

政府が平成31年5月までを「農協改革集中推進期間」としたこと、法律で33年3月までを准組合員の事業利用制限5年後条項の検討期限としたことは事実で

す。全中は30年度末を大きな節目とみています。JA全国大会決議の実践期間終了時ですし、多くのJAの中期3か年計画終了時点、次の中計を示す時点でもあります。

全中は、31年度に「実績」「評価」「計画」を数字にして情報発信しようと提起しています。広報的にも、政治的にも。

【実績】毎年度実施している全JA調査で取組実績を明らかにします。仮称ですが「JAの改革・活動報告書」を出さねばならないと考えています。

【評価】過去に例のない正准全組合員を対象にしたアンケート調査を実施し、「JAはよくやっている」との組合員の意見を明らかにして、さらに、「組合員の方々は総合事業であることを望んでいる」「准組合員の利用制限に反対である」との事実を明確にいたしましょう。

【計画】多くのJAがこれからも総合経営を選択されるでしょう。それは総合経営であるからこそ、組合員の願いやニーズの実現に尽力できるからです。このことを発信いたしましょう。

組合員・地域のためにやっている

「われわれは組合員や地域のためにやっているんだ」「政府から言われてやるんじゃない」。その通りです。全くその通り。これまでも努力してきた、これ以上何をせよというのだ、という声も伺います。

実践を伝えたくて見える化を

全中からの提起は、「お伝えし、見える化を」です。

もちろん、前提は自己改革の実践です。万一、「いまだこれという成果は出ていない」というJAの方々には「短期的にポイントを絞って実践を」「中期的な計画を」「組合員にお伝えすることを重点に」と申し上げています。

そして、ご努力を重ねてこられた多くのJAに対しては、各JA自前の戦略・自己改革実践を前提に、①JAの取り組みを組合員にお伝えいただきたい。意外と伝わってないことが多いのです。そのためにまず自JAの取組実績を整理したパンフレットを作成されたうえで、全職員研修会を開催し、全戸訪問をお願いしたい。そして、②誠に大変ですが、全組合員の方々にご協力いただき、アンケートを実施し、組合員の声を「見える化」いたしましょう。

JAグループは協同組合です。協同組合らしく、組合員の方々にご理解いただき、評価いただくことで将来展望を拓きましょう。

(全国農業協同組合中央会 専務理事 比嘉政浩・ひが まさひろ)

体験型農園の普及にかかるJAグループの役割と課題

主事研究員 小田志保

〔要 旨〕

近年、国が都市農業振興に積極化するなかで、JAグループは都市農業振興策また自己改革の具体策として「体験型農園」に取り組んでいる。体験型農園とは、従来の市民農園に栽培講習などのサービスが付帯したもので、農業所得向上への貢献とともに、利用ハードルの低さから地域住民の農業理解の促進が期待されている。

体験型農園の普及におけるJAグループの役割としては、その利用の効果や所得率の高さなどを、消費者ならびに農業者に情報発信することや、栽培指導のサポートなどが挙げられる。一方、体験型農園の普及の課題には、農協におけるマンパワー不足や、既存の市民農園・農業体験農園との競合や収益性の確保に対する不安などがある。

これらの課題に対して、農協における先進事例からは、地元大学や病院など地域の関係団体との連携や、利用者間のコミュニティ機能の活用、農協の総合事業性の発揮が効果的であると示唆された。

目 次

はじめに

1 国の都市農業振興策の動向

2 市民農園の発展の経緯と制度面での位置づけ

(1) 市民農園に関する制度的発展

(2) 市民農園整備促進法および特定農地貸付法に基づく農園数の推移

(3) 法手続きが必要ない「農園利用方式」の市民農園も拡大

3 市民農園の分類と体験型農園の位置づけ

(1) 特定農地貸付方式と農園利用方式

(2) JAグループの農業振興策における体験型農園の位置づけ

4 和歌山県の都市部および農村部の先進事例

(1) 大学や病院などとJAわかやまが連携し開設を推進した「鳴神ファーム」

(2) JA紀の里が直売所を基軸とした都市農村交流の一環として取り組むふれあい農園「あがらの畑」

5 JAグループの役割と課題

おわりに

はじめに

2015年の都市農業振興基本法の成立を契機に、都市農業の価値をあらためて見直す動きがみられている。このなかで、JAグループも都市農業振興の取組みを強化しており、具体策として市民農園の一形態である「体験型農園」の普及推進に注力している。

本稿は、都市農業振興の有力な手段のひとつである市民農園の発展の経緯を振り返り、その制度について整理する。そして、都市農業振興策の一環として体験型農園を推進するJAグループの動きをみるとともに、和歌山県内の都市部と農村部の2農協の先進的な取組みを中心に紹介し、体験型農園を普及するための、JAグループの役割や課題を検討する。

1 国の都市農業振興策の動向

最初に近年の都市農業振興をめぐる動向についてふれておきたい。高度経済成長期からバブル経済までの地価高騰のなかで、都市農地を住宅地供給源と位置づける見方は強く、都市農業振興については否定的な意見が多かったとみられる。しかし、日本が人口減少時代に突入するなかで、都市部への人口流入圧力は弱まり、農地への開発圧力は確実に小さくなりつつある。

その一方で、都市住民の農業への関心は高まっている。例えば、15年8月に東京都が公表した「平成27年度第2回インターネ

ット都政モニターアンケート結果『東京の農業』』では、都政モニター500人のうち57.1%が「農作業の体験をしたいと思う」と回答しており、この割合は特に若年層（20～40歳代）で6割超と高くなっている。

このように関心が高まっている都市農業であるが、その存続にとって大きな脅威となっているのが、生産緑地にかかるいわゆる「2022年問題」である。15年度末の生産緑地面積は全国計で1万3,442haだが、その8割は22年に指定後30年目を迎え、所有者は行政への買取り申出が可能になる。財政上の理由等から行政は買取りに応じることができず、結果的に多くは宅地等へ転用され、都市部の乱開発などが進むと懸念されている。これを「2022年問題」といい、対策のための各種政策措置の制定が喫緊の課題となっていた。

こうした情勢のなかで、15年4月には都市農業振興基本法（以下「基本法」という）が制定された。この法律は都市農業の安定的な継続と都市農業のもつ多様な機能の発揮による良好な都市環境の形成を目指すものである。基本法第9条に則り、16年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」では、基本法の法目的を達成する必要条件を「担い手確保」と「土地の確保」としている。そして、この2項目を都市農業振興施策の新たな方向性と位置づけたうえで、生産緑地を含む市街化区域内農地に対しても、今後は本格的な農業振興策を講ずる方向に転換していくと提言している。

そしてこの「土地の確保」という観点か

ら、前述の「2022年問題」への対応策として、生産緑地の貸付けに関する税制改正が検討されている。現状では、生産緑地の指定を受けて納税猶予を適用されている農地について、原則として所有者が譲渡、貸付け、転用、耕作放置した場合には、猶予税額に利子税を加えて納税しなければならない^(注1)。しかし、18年度までには、生産緑地貸借にかかる新制度の創設により、生産緑地を貸付けても、相続税納税猶予の適用は継続されるようになると、見込まれている^(注2)。

このような都市農業強化のための立法や制度改正がなされるなか、都市住民の高まる農への関心の受け皿であり、かつJAグループが都市住民の農業理解に有効なひとつの手段と注目しているのが市民農園である。次節では、市民農園について、歴史的経緯を振り返るとともに、その制度上の位置づけについてみておきたい。

(注1) 09年以降、一般農地については規制は緩和され、農業経営基盤強化促進法が規定する一定の事業のための貸付けであれば、相続税納税猶予の適用は継続されることとなったが、この特例措置は生産緑地を含む市街化区域内農地は対象外であった。

(注2) 農林水産省および国土交通省は「生産緑地を貸借した場合でも相続税の納税猶予制度が継続適用される措置の創設」を平成30年度税制改正要望事項として提出した。なお税制改正の前提となる、生産緑地貸借にかかる新制度については、関連法案が17年秋の衆議院解散のあおりを受け成立延期となった。

2 市民農園の発展の経緯と制度面での位置づけ

(1) 市民農園に関する制度的発展

第2次世界大戦中から戦後の食糧難の時代に、非農家による自給的農園の利用という意味での市民農園は広がった。しかし、そうした農園には制度的な裏づけはなく、戦後の混乱から回復するとともに、1952年に成立した農地法が、農地の非農家への貸付けを禁じたため、徐々に衰退していった。

一方、60年代後半からは、都市化の進展で農園のホビー利用へのニーズは高まり、農業経営の一部で非農家が農作業を体験する「農園利用方式」による農園利用が広がった。農園利用の普及に伴い、農業者以外の農地の権利の取得を禁じた農地法第3条の脱法行為とならないよう、75年に農林水産省構造改善局通知「いわゆるレクリエーション農園の取扱いについて」が発出され、農園利用方式については、開設・運営の適正化が図られた^(注3)。

しかし、農作業の一部を行うだけであるこの農園利用方式よりも、安定した貸借の形での農地利用への要望の強まりを受け、また市民農園の整備水準を高めるため、89年に特定農地貸付法（正式名称は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」）、90年に市民農園整備促進法が相次いで成立した。これにより、制度的位置づけのある市民農園が誕生した。

市民農園整備促進法は、後述の「特定農

地貸付方式」と農園利用方式の2つを市民農園の開設方式とし、農地と農地に付帯して設置された市民農園施設（農機具収納施設など）の総体として市民農園を捉え、その整備促進のための措置を講じている。同法の特徴は、農地と市民農園施設の転用手続きを一括化したこと、市街化調整区域の農振農用地区域でも、農地法や都市計画法の特例措置として、市民農園の開設を可能にしたことである。

一方、特定農地貸付法の特徴は、農地法の適用除外として、市民農園で非農家へ農地を貸借できる措置を講じるとともに、農地法の耕作者保護の規定を農園利用者には適用しないようにして、市民農園開設にむけて農地を貸付けやすいようにしたことにある。特定農地貸付けとは、10a未満の農地を、複数の利用者に対して、営利目的ではない農作物の栽培のために、5年を超えない期間かつ定型的条件のもとで貸し付ける^(注4)行為と定義されている。

ただし、同法を根拠に市民農園を開設すると、農地についての相続税納税猶予制度の適用を外されることとなった。当時、都市農地は宅地供給源とみなされており、市民農園に対する税制優遇措置は、農地から宅地への供給を抑制すると懸念されたから^(注5)である。

当初、特定農地貸付法は開設主体を地方公共団体と農協に限定しており、それらが農地所有者から農地を借り受け、農園利用者に農地を貸付ける仕組みであった。しかし、02年には構造改革特別区域制度が創設

され、栽培放棄等が著しい県域に限り、この開設主体の限定は解除され、さらにこの措置は、05年の特定農地貸付法の改正を通じて全国を対象とするように広がり、農地所有者や企業・NPO等による農園が増えていった。

(注3) 東(1991)を参照。70年代当時は、農園利用方式は「入園契約方式」と呼ばれていた。

(注4) 営利目的の農園利用は認められていないが、自家消費量を超える余剰分を農園で対面販売することは可能(04年の農林水産省通知)。

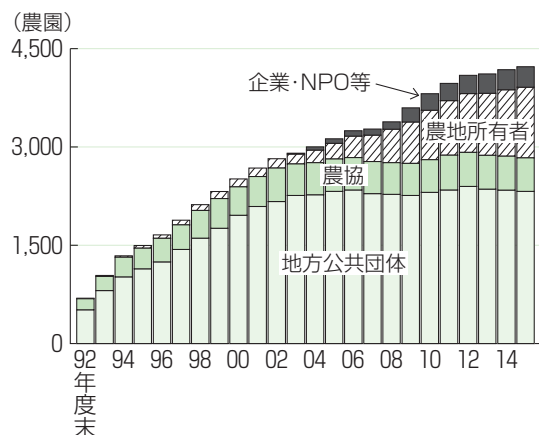
(注5) 当時、メディアは都市農地の存在が都市部の宅地価格を引き上げていると糾弾。一方、一案は、私鉄会社等の大資本の土地買占めこそが住宅難を引き起こしていると反論(協同組合経営研究所(1970)を参照)。

(2) 市民農園整備促進法および特定農地貸付法に基づく農園数の推移

ここで、市民農園整備促進法、および特定農地貸付法を根拠に開設された農園数の推移をみておく。両法に基づく市民農園は、15年度末には、全国に4,223農園あり、総面積は1,381haである。4,223農園の9割強を占める4,056農園は、特定農地貸付方式によるもので、残る167農園が農園利用方式によるものである。市民農園全体で平均すると、1農園あたりの面積は32.7aで、1区画あたり面積は72.7㎡となる。

市民農園の開設主体は、地方公共団体、農協、農地所有者(農家)、企業・NPO等である。開設主体別の農園数の推移をみると、00年代前半までは、地方公共団体が開設した農園数が圧倒的に多く、次いで農協の順であり、農地所有者や企業・NPO等の農園数はほぼゼロであった。また同期間におい

第1図 開設主体別の市民農園等農園数



資料 農林水産省ウェブサイト
 (注) 市民農園等とは、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」および「市民農園整備促進法」に基づき開設した農園。

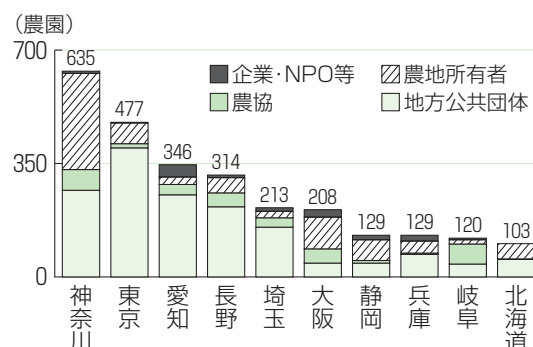
て、地方公共団体や農協の農園数は増加していた（第1図）。

一方、00年代後半以降、地方公共団体や農協の農園数に大きな変化はないが、農地所有者や企業・NPO等の農園数は大きく増加した。これは、前述の05年の法改正が^(注6)大きく影響している。

ここで、15年度末の農園数を都道府県別にみると、上位から神奈川県（635農園）、東京都（477農園）、愛知県（346農園）、長野県（314農園）、埼玉県（213農園）の順であり、都市圏を擁する上位5位までの都県に全国の農園数の5割が集中している。

さらに、上位10位までの都道府県について、開設主体別の農園数をみると、その構成は多様である（第2図）。例えば、神奈川県では農地所有者が開設した農園数が多く全体の5割を占めているが、東京都の市民農園の8割は地方公共団体が開設している。愛知県においては、NPOや企業が開設した割合が相対的に大きい。

第2図 都道府県別でみた開設者別農園数（2015年度末）



資料 農林水産省農村振興局資料
 (注) 農園数は、「市民農園整備促進法」および「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき開設したもの。

このように市民農園の開設主体には地域に応じた多様性がある。この要因は、前述した農園利用方式と特定農地貸付方式という2つのタイプにおいて、開設主体の限定や相続税納税猶予制度の適用の可否が異なるからと考えられる。

(注6) 農園事業への民間企業の参入が注目されているが、企業・NPO等の農園数はそれほど多くない。三橋・寺田・横張（2017）によると民間企業の農園運営への関与は段階的であるため、第1図および第2図の農地所有者の農園数の一部には、運営を民間企業に委託する事例が含まれていると考えられる。

(3) 法手続きが必要ない「農園利用方式」の市民農園も拡大

ここまでは制度上に位置づけられた市民農園についてみてきた。一方で、開設にあたって市民農園整備促進法や特定農地貸付法による手続きが必要なく、非農家が農作業体験のため農園を利用する農園利用方式の市民農園も、正確な数字は把握できないものの、近年着実に増加している。例えば、市民農園がブームとなるなか、農園事業を

農業経営の手段として積極的に位置づける「農業体験農園」が、東京都練馬区を中心に農家による6次産業化の取組みとして広がっていった。

農業体験農園は、あくまで耕作者は農地所有者（もしくは園主）で、税制上も農地のままの取扱いであり、さらに栽培指導サービスの充実などから安定した収入も確保していることが特徴である。96年に農業体験農園が東京都練馬区で誕生し、02年には東京都農業体験農園園主会が設立され、園主が組織化されている。さらに、同組織は、園主間の情報共有などに取り組み、栽培指導などのサービスの充実や、サービス内容の高位平準化が努力されている。

結果、徐々に農園数は増え、16年時点で、会員数は140農園ほどに達している。同園主会は10年にNPO法人全国農業体験農園協会に改組され、全国展開するに至っている。

3 市民農園の分類と体験型農園の位置づけ

(1) 特定農地貸付方式と農園利用方式

前述のように、市民農園は、農地の貸付けを伴い、相続税納税猶予制度の適用外となる特定農地貸付方式と、農業経営の一部として農地の貸付けを伴わない、農園利用方式に大きく区別できる（第1表）。

農地所有者と利用者の負担についてみると、特定農地貸付方式では、農園利用者は農地の用益権を取得し、作付計画、栽培手法や農具等の準備を自身で行い、収穫物は

第1表 農園利用方式と特定農地貸付方式の違い

	農園利用方式 (農業体験農園)	特定農地貸付方式 (従来型の市民農園)
根拠法	特定の根拠法はない (※付帯施設の設置や農振農用地域などでの開設は、市民農園整備促進法に準拠する)	特定農地貸付法
開設主体	地方公共団体・農家	限定なし
権利設定 または移転	伴わない	賃借権その他の仕様および収益を目的とする権利
開設手続	特に定めなし (地公体の農地の取得、施設の設置等には農地法上の許可が必要)	農業委員会へ申請
耕作者	農地所有者	農園利用者
栽培指導や農具等	提供あり	特に定めなし
作付計画	園主(耕作者)	利用者が自由に作付け
相続税納税猶予制度	適用の実績あり	認められない
月額利用料	2千～6千円ほど	500～1千円ほど
利用者	幅広い層	自由時間が多い高齢者層
収穫物	耕作者に帰属 農園利用者は契約により買取	農園利用者に帰属

資料 農林水産省ウェブサイト、全国農業協同組合中央会『体験型農園の開設・運用の手引き』より筆者作成

農園利用者に帰属する。農園利用者の負担は大きく、利用者には比較的時間を自由に使える高齢者などが多くなる。農地所有者は耕作者ではなくなるので、猶予中の相続税を納税する義務を負う。

一方、農園利用方式とは、農業体験農園としての取組みが有名であるが、園主は作付計画を作成し、ほ場を整備し区画を利用者に割り当てる。園主が農具や種苗等を準備し、栽培を指導し、各農園利用者は同じ品目を栽培する。収穫物は園主に帰属するため、利用者と園主の間で交わす農園利用契約書にて、農園利用者が収穫物を取得すると定める必要がある。以上の運営形態から、農園利用方式では、税制上は農地のままで開設でき、追加的なサービスの対価と

して、相対的に高い利用料を徴収できる^(注7)。先行研究からも、農業体験農園は、有効な農業経営手法と評価されている（八木（2008）、佐藤（2012））。

また、利用者同士の関係についてみると、特定農地貸付方式の市民農園では、農園利用者が作付計画を作成し、区画ごとの栽培手法も異なる。除草や農薬散布について、利用者間の対立が発生しやすく、それへの対応に園主は苦勞することも多い。

他方、農園利用方式では、栽培手法と作付品目が全区画で同一であるため利用者間の対立は生じにくく、むしろ利用者間の交流が生じやすいとされている。

（注7）相続税納税猶予制度の適用などは、管轄の税務署が判断するため、体験型農園等の開設に際しては税務署に事前に相談することが重要。

市民農園開設数は伸び悩んでいた。そこで、全中を中心に、「市民農園等研究会（15年12月～16年9月）」とそれに続く「体験型農園の普及・改善に関する研究会（16年12月～17年9月）」において、事業性のある新たな農園モデルの創出や普及を協議してきた。

こうした協議を踏まえ、JAグループとしては各種方針の策定や対外的な広報活動、農協役職員向け研修会の実施に精力的に取り組んでいる（第2表）。とりわけ、16年9月に全中が刊行した『体験型農園の開設・運営の手引き』は、JAグループ内外へ累計で約2,000部が領布され、取組みへの注目度の高さが実証された。

JAグループが普及に取り組む体験型農

（2）JAグループの農業振興策における体験型農園の位置づけ

次にJAグループにおける市民農園の位置づけについてみていきたい。JAグループは都市農業振興策の具体策として、15年の第27回JA全国大会以来、市民農園の機能に着目し、事業性のある農園事業モデルの検討を重ねてきた。この背景には、7割の国民が都市部に住むことから、市民農園は農業への理解促進の効果的な手段となりえるという考えがあった^(注8)。しかし、単なる市民農園では、利用者からのクレーム対応など、管理に手間がかかる割に、採算性は低いという問題があり、実際に農協の

第2表 都市農業振興にかかる国等・JAグループの動き

	国等	JAグループ
14年		4月 全中が「都市農業対策推進室」新設 6月 「都市農業基本政策の確立に向けたJAグループの基本的考え方」決定
15	4月 「都市農業振興基本法」制定	12月 全中「市民農園等研究会」設置（～16年9月）
16	5月 「都市農業振興基本計画」策定 11月 兵庫県「都市農業振興基本計画（地方計画）」策定	8月 「都市農業振興に向けたJAグループの基本的考え方」策定 →体験型農園を具体策に位置づけ 9月 全中は『体験型農園の開設・運営の手引き』刊行 12月 「体験型農園の普及・改善に関する研究会」設置（～17年9月）
17	6月 「経済財政運営と改革の基本方針2017」で生産緑地の貸借について言及 「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行 12月 平成30年度税制改正大綱	2月 「都市農業振興対策に関するJAグループとしての対応方針」策定。 11月 手引き刷新版の刊行予定

資料 全国農業協同組合中央会資料、報道資料等より筆者作成

園は、農業体験農園と同様に栽培指導などのサービス付きの市民農園である。体験型農園は、全中の定義に従うと、農協の関与が薄い順に、①農家である正組合員自身が開設・運営し、農協は利用者募集・受付、説明会開催、料金徴収にのみ協力する「農業体験農園（農家自立型）」、②正組合員と農協が共同で開設・運営する「農業体験農園（JA支援型）」、③農協が開設・運営し、正組合員も部分的に協力する「JA体験農園」の3つに分類され、開設、運営主体に違いがある（第3図）。

特に、③JA体験農園は、①農業体験農園（農家自立型）や②農業体験農園（JA支援型）と違って、特定農地貸付方式もしくは農園利用方式のいずれも選択が可能であるが、現行では農地所有者の正組合員にとって、相続税納税猶予制度の適用を外されてしま^(注9)うというデメリットもある。

そのことから、JAグループでは、体験型農園として①と②を中心に普及していき、③JA体験農園は、農家の高齢化が進んだ地域で園主の成り手がおらず、農地保全を目

的に開設される農園の事業モデルと位置づけられている。

このように、JAグループは、農家が主体、もしくは農協も一定の関与を行う体験型農園を、地域住民の農業理解と農業振興の手段の両方に資するものとして改めて位置づけたうえで、その振興を図ろうとしている。次節では実際の取組みから、体験型農園の運営における農協の役割や課題について考えてみたい。

(注8) 農業体験農園について、和歌山大学観光学部の藤田武弘教授が実施した16年度の調査（回答者は東京都練馬区の農業体験農園の利用者全員）では、農園利用により「農業に対する理解が進んだ」とする回答割合は、90.8%（「そう思う」「多少はそう思う」の合計、n=987）に、「家族や親せきと食料や農業について会話をするようになった」とする回答割合は81.6%（同合計、n=983）に達している。

(注9) 前述の生産緑地の貸借に関する制度の新設により、今後はJA体験農園においても相続税納税猶予という税制上の優遇を受ける可能性は想定されている。

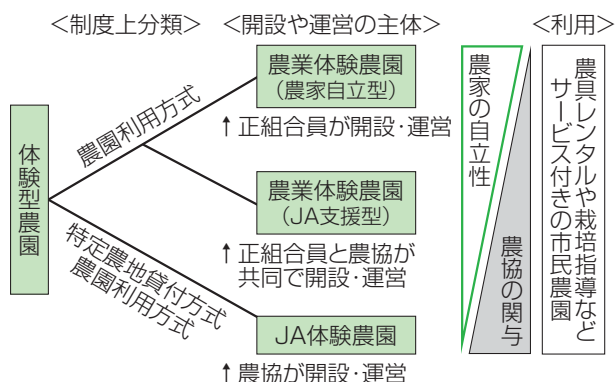
4 和歌山県の都市部および農村部の先進事例

(1) 大学や病院などとJAわかやまが連携し開設を推進した「鳴神ファーム」

a 開設の経緯

和歌山県の県庁所在地である和歌山市を管内とするJAわかやまは、都市農業を強く振興してきた。そして、さらなる都市農業振興を図る手段として農業体験農園を有望なものと考えて、JAわかやまは15年5月に和歌山大学との共同研究プロジェクト「新

第3図 体験型農園の分類



資料 全国農業協同組合中央会の資料等から筆者作成

たな市民農園の展開による都市農業再生」(以下「PJ」という)を立ち上げた。大学からは都市農村交流の専門家がPJに参加し、JA側は営農生活部を主担当に、5部署の担当者が参加した。PJは17年度までの3か年計画で、15年度には先進事例視察や生産者アンケート、講演会などを実施した。

16年1月にPJが実施した、農業体験農園についての講演会には、JAの働きかけから農業者も多く参加したが、その際、1人の農業者が農業体験農園の開設を希望し、JAに相談を持ちかけた。

同時期にJAの営農生活部は、鳴神地区の病院から、地域住民向けの農業講座への協力を打診されていた。PR活動として、病院は駐車場の一画の畑地において農的な活動を企画していたからである。

そして、この病院にJAが農業体験農園の開設を希望する農業者を引き合わせ、その結果、農園を病院敷地内の畑地で開設することとなった。同年2月に、PJは農業体験農園の利用を希望する住民向け説明会を開催し、同年4月にJA管内で1号目となる農業体験農園「鳴神ファーム」が誕生した。

b 鳴神ファームの概要

鳴神ファームは、全中の体験型農園の定義に従えば、農業体験農園(農家自立型)に分類できる。地域で初めての取り組みであるため、農協の支援は手厚いが、運営に関しては園主である農業者自身が全般的に担当している。

鳴神ファームの1区画あたりの面積は18



写真1 鳴神ファームのほ場の様子
(筆者撮影)

m²であり、全16区画の面積は3aほどである。利用者の年齢は50～60歳代が多いが、40歳代以下も2～3割を占める。

一区画から収穫できる野菜は、半期で20～30品目と多い。園主は農機具や種苗などを提供し、一回40分ほどの栽培講習会を年間20回行う。収穫物はおもに家庭で消費されるため、少量ずつ長期間で収穫できる、葉かき収穫(展開してきた若葉をその都度ちぎる収穫方法)を教えるなど、園主は利用者ニーズに合わせた栽培指導を行っている。

区画あたりの利用料は年間3.3万円である。鳴神ファームでは、1年目から16区画全てが利用されている。そして、利用者の継続率は高く、キャンセル待ちも5～6件あることから、今後も安定した収入が見込まれている。

鳴神ファームの所得率は5割弱と、15年の近畿における露地野菜(個別経営)の所得率(43.4%)に比べてもそんな色ない水準にある(農林水産省「農業経営統計調査」)。一方、栽培管理は利用者自身が行うため、園主の負担はそれほど大きくはないとのことである。

c 成功要因

鳴神ファームの開設にあたっては、農協と大学が連携し、地域住民に対して、農業体験農園の先進事例や効果を可視化して伝えた。農協単独ではなく、地域の大学とともに情報発信することは、鳴神ファームに対する地域住民からの信頼を高める結果をもたらした。初年度からの利用者確保につながった。

また、農業体験農園の開設にあたって、駐車場やトイレなどは、病院敷地内の設備を利用できたことが、鳴神ファームの初期投資の節約につながった。

JAわかやま管内では、鳴神ファームに続く、農業体験農園の普及が進んでいる。17年度には、管内にて新たに2つの農業体験農園が開設する予定である。1つは鳴神ファームの園主が別の地域において新たに開設するもので、もう1つは別の農家が鳴神ファームの成功をみて、開設を予定しているものである。

(2) JA紀の里が直売所を基軸とした 都市農村交流の一環として取り組む ふれあい農園「あがらの畑」

a 開設の経緯

JA紀の里は和歌山県紀の川市と岩出市を管内とし、県北部の農業地帯に位置する。JA紀の里が00年に開設した農産物直売所「めっけもん広場」は、02年度以降、20億円超の売上高を維持している。開設当初から来店者の大半が大阪府民で、JA紀の里は同直売所を「都市と農村の交流拠点」と位置

づけている。

直売所に出荷する農業者が、遠方から直売所に来店する消費者に、モノを売るだけでなく、地域や農家の想いも伝えたいと考えるようになり、03年度に体験農業部会が立ち上がった。同部会には16年度時点で22会員が在籍し、部会員は自らのほ場に都市住民を招き入れ、果実の摘み取りなど「体験農業」を提供している。同部会が受け入れられる参加者数は増加しており、15年度には3,000人を突破した。

03年度以降、体験農業の取組みが発展するにつれ、消費者のニーズに対応し、果実の摘み取りから複数回の継続した農作業体験まで、多様なメニューを整備する必要が発生した。その結果、13年度に部会員の1人を園主とした、ふれあい農園「あがらの畑」が開設された。

b ふれあい農園「あがらの畑」の概要

開設にあたっての水利や農機具の準備から、栽培講習会のサポートまで、園主である正組合員と農協が共同で取り組んできたことから、あがらの畑は農業体験農園（JA支援型）の体験型農園に相当すると思われる。実際に、農園利用者もあがらの畑は農協の取組みであると認識しているという。

あがらの畑は、めっけもん広場に隣接する5aのほ場で、14区画に区割りされている。1区画は2～3人で利用され、利用者総数は30人程である。3区画の利用者は大阪府民で、自動車で1時間半をかけて、6区画は和歌山市民で、自動車で30分かけて来園



写真2 ふれあい農園「あがらの畑」
 (「JA紀の里 あがらの畑ブログ」より引用)

する。JA管内の居住者は5区画にとどまる。利用者の年齢は、30～40歳代が6区画、60歳代が7区画、70歳代が1区画である。

1区画から収穫できる野菜は、夏は13品目、秋・冬は11品目だが、個人区画のほかに共有区画があり、そこに9品目を作付けており、利用者は半期あたり20品目程を収穫できる。

栽培講習会は日曜日の午前中に3時間ほど行い、16年度には14回開催した。

区画あたりの農園利用料は年間3.5万円で、園主の収入総額は49万円となり、ここから農業資材を差し引いた所得率は7～8割と高い。所得率の高さには、JAの農機具倉庫などを利用できることが貢献している。JAとしては、利用者募集、農機具の準備、講習会のサポート、料金徴収など、手厚く支援しているものの、その分の手数料は徴収していない。というのも、1年目の利用者に対して、JAは3千円を出資しての組合加入や、管外に住む場合は3千円の貯金を勧め、農園利用者が農協事業を利用することで、間接的に利益還元を受けるようにしているからである。

なお、園主は露地野菜を1haほど栽培す

る野菜専業農家であり、出荷先はめっけもん広場である。直売所出荷のついでには場の見回りができるという優位性もあり、あがらの畑では園主の作業負担が軽減されている。

c 成功要因

農村地帯にある体験型農園は、利用者が確保できたとしても、農園利用者の来園頻度は低くなりがちで、その分の追加的な場管理は園主の負担となってしまう場合がある。

あがらの畑でも利用者は自動車での来園が多いが、直売所の駐車場が活用できている。また、遠方に住む利用者は来園頻度が低くなりがちであるが、利用者間のコミュニティでお互い様の精神では場管理をサポートし合っており、園主の負担になっていない。利用者間のコミュニティ形成の要因は、JAのサポートがあり、園主が利用者同士の交流を促進させることに注力できるからであろう。

JAはあがらの畑の取組みを、農家と農園利用者、農園利用者同士、また農園利用者とJA職員間の交流の場に位置づけている。JAは補助金や既存施設を活用し、総合事業性を通じて、採算性を担保している。

5 JAグループの役割と課題

ここでは紹介した2事例の内容をふまえたうえでJAグループの役割と課題について考えていきたい。

JAグループの果たすべき役割としては、第1に情報発信が挙げられる。前述のように、農業体験農園については、園主が組織をつくり、その啓蒙活動に取り組んでいる事例もあるが、その社会経済的な役割からすると、もっと認知度は高くてもよいように思われる。JAグループは、農業体験農園を含む体験型農園の仕組みや効果について、消費者における理解を広げ、需要拡大を促進できる。

第2に農業者における体験型農園への理解を促すことも重要である。農業者の組織である農協がバックアップすることで、比較的新規の経営手法である体験型農園についての農業者からの信頼も増す。

3番目に、農園での栽培指導への貢献がある。農協には営農指導事業等を通じて、適期適作などについて、その地域固有の知識・情報が蓄積されている。

一方、体験型農園が実際に普及するための課題としては、農協には①体験型農園を普及するためのマンパワーがない、②管内で農協が開設した体験型農園が既存の市民農園・農業体験農園と競合する、③農協の事業として収益が確保できるか不明、などが挙げられる。これらの課題に対しては、JAグループとして情報発信を強化するとともに、事例のように既存の地域資源や利用者間のコミュニティ機能の活用、農協の総合事業性の発揮が効果的であろう。

例えば、鳴神ファームについては、大学、農業者、病院、地域住民をつなぐ農協のコーディネート機能が取組みの成功に大き

く貢献している。また和歌山市内と違って農村部にあるあがらの畑では、農協の関与が大きく、補助金や農協の既存施設の活用、また農協の総合事業性の発揮で、持続可能なビジネスモデルを構築していた。

なお、行政においては、財政が疲弊するなか、農園利用料収入よりも地代が高く、逆ザヤとなっている市民農園を、利用料が高い農業体験農園へ転換したい意向も強いと聞く。農協と行政が連携し、既存の市民農園のリニューアルへと取り組む方向性も、体験型農園の効果的な普及につながる。

おわりに

最後に、農協が体験型農園に取り組む意義を述べておきたい。今回みたように農協が体験型農園に取り組むことで、地域住民や准組合員の「農」に基づくメンバーシップ強化も効果的に取り組める^(注10)。また体験型農園の所得率は高いため、農家の所得増大に直結するというメリットもある。このことは現在進められている農協の自己改革の目的であり、農協法にもある「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」の達成につながるといえよう。体験型農園は、農業者の経済的地位と社会的地位をバランスよく向上させる仕組みであり、その普及はJAグループが総力を挙げ取り組むべき分野と考えられる。

(注10) 農園の利用者に対して農協が事業推進を行うことは可能だが、農園の利用申込みに農協の事業利用を条件づけてはならない。

<参考文献>

- ・東廉（1991）『緑と人がふれあう市民農園—エコロジカル・ライフ—』家の光協会
- ・協同組合経営研究所（1970）『農住都市づくりの基本問題』
- ・国土交通省土地・水資源局土地政策課（2010）「平成21年度 地域特性に応じた農住組合制度を活用したエリアマネジメントの成立条件等に関する基礎調査報告書」
- ・佐藤忠恭（2012）「農業体験農園の立地と経営上の意義—市街化区域内外の比較分析—」『農業経営研究』第50巻第3号
- ・全国農業協同組合中央会（2016）『体験型農園の開設・運営の手引き』

- ・日本住宅総合センター（1986年）「三大都市圏における市街化区域内農地所有農家の意向調査」『調査研究レポート』No.85124
- ・三橋友美・寺田徹・横張真（2017）「体験農園運営における民間企業の補助実態」『ランドスケープ研究』第80巻第5号
- ・八木洋恵（2008）「都市農地における体験農園の経営分析—東京都内の事例を対象として—」『農業経営研究』第45巻第4号
- ・和歌山大学観光学部（2017）「東京都練馬区農業体験農園利用者アンケート調査報告書【概要版】」

（おだ しほ）





日本農業新聞 編

『協同組合の源流と未来
——相互扶助の
精神を継ぐ——』

今、ドラスティックな「改革」の荒波に飲み込まれている日本の農協。昨年4月には改正農協法が施行されたが、旧法にあった非営利規定が削除され、農協は農業所得の増大に努めること、高い収益性を実現することなどが盛り込まれた。JAグループもそれに沿った「自己改革」に組織を挙げて取り組み、経済事業の効率化や営農指導の強化などがその眼目になっている。

しかし、こうした改革の方向は協同組合の本来の意義に照らし、ふさわしいものなのか。本書は、そんな疑念を抱く者に「考えるヒント」を与えてくれるだろう。

第1章は、日本における協同組合の芽生えと歩みを江戸時代までさかのぼって紹介。第2章は欧州各国におけるその生い立ちと現状を現地取材も交えてレポートする。最終章では北川太一・福井県立大学教授が協同組合論の基礎をわかりやすく解説してくれている。全体を読めば「協同組合とは何か」「どのようにして発展してきたのか」「現代における存在意義と課題はどこにあるのか」などがすっきりと理解できる。

何と言っても最大の読みどころは、日本農業新聞の長期連載記事を再構成した第1章「協同組合ことはじめ」だろう。一般的に世界で最初の協同組合は1844年に英国で設立された「ロッチデール公正先駆者組合」とされているが、それに6年先立つ1838年（天保9年）には下総国長部村（現・千葉県旭市）で大原幽学と門人たちが「先祖

株組合」を立ち上げた。幽学らは農業資材や生活必需品を共同購入し、農作業の共同化や土地改良、農業技術の改良・普及に取り組んだ。女性や子どもの教育と地位向上にも尽力し、貨幣経済の浸透で荒廃した農村の復興を担った。

もう一つの「源流」は二宮尊徳である。尊徳は1820年ごろ、小田原藩の再興を図るなかで信用組合と似た「五常講」という相互扶助の仕組みを整えた。尊徳の唱えた報徳思想は各地に広まり、明治維新後は北海道の開拓民にも引き継がれた。第2次世界大戦後の連合国軍総司令部（GHQ）も農村民主化を支える思想として評価したという。

日本における近代的な協同組合の成立は1900年制定の産業組合法が出発点だが、その陰には明治政府で内相や農相を務めた品川弥二郎、平田東助らの奔走があった。品川らが欧州の協同組合だけでなく、尊徳の事績も参考にしたという記述は興味深い。

賀川豊彦も日本の協同組合を語るうえで欠かせない人物だが、よく知られる生協運動の文脈だけでなく、農協の共済事業創設にも深くかかわった経緯が本書に詳しくつづられている。

現在の農協の前身にあたる産業組合は戦時下に農会との統合（農業会への再編）を余儀なくされ、国策遂行のための統制機関にいったん変質する。戦後の農協は自主・自立の組織として再出発したものの、本書で太田原高昭・北海道大学名誉教授（故人）が指摘したように、統制機関の性格を払しょくしきれないまま発足せざるを得ない面もあった。その「歴史的運命」からの脱却が、今も真の改革の鍵を握っているように思われる。

——岩波書店 2017年6月

定価1,800円（税別）226頁——

（特任研究員 行友 弥・ゆきとも わたる）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(57)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(57)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(57)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(58)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(58)
6. 農業協同組合 主要勘定	(58)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(60)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(60)
9. 金融機関別預貯金残高	(61)
10. 金融機関別貸出金残高	(62)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (6362) 7755

F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2012. 9	43,186,231	4,858,349	24,132,523	611,315	44,806,147	15,883,042	10,876,599	72,177,103
2013. 9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502
2014. 9	51,165,453	3,811,636	32,734,966	8,355,119	54,344,875	18,183,325	6,828,736	87,712,055
2015. 9	54,546,294	3,374,433	38,120,619	12,135,603	60,065,330	18,006,676	5,833,737	96,041,346
2016. 9	61,372,988	2,778,263	35,054,450	25,762,771	54,657,306	11,815,424	6,970,200	99,205,701
2017. 4	62,099,076	2,369,043	37,732,627	25,392,842	56,287,463	10,408,484	10,111,957	102,200,746
5	62,667,060	2,314,936	37,671,893	25,564,752	57,055,532	10,149,598	9,884,007	102,653,889
6	64,178,608	2,261,194	40,299,090	26,280,623	60,738,139	10,312,461	9,407,669	106,738,892
7	64,377,264	2,207,133	39,319,634	22,273,382	61,810,364	10,348,206	11,472,079	105,904,031
8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	54,262,570	-	2,535,105	247	6,430	-	56,804,351
水 産 団 体	1,802,704	-	114,271	1	64	-	1,917,040
森 林 団 体	1,672	-	6,953	22	206	-	8,852
そ の 他 会 員	2,219	-	7,832	13	-	-	10,064
会 員 計	56,069,164	-	2,664,160	283	6,699	-	58,740,307
会 員 以 外 の 者 計	439,605	31,914	393,201	78,406	5,308,790	28,967	6,280,884
合 計	56,508,769	31,914	3,057,361	78,689	5,315,489	28,967	65,021,191

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 260,039百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系	993,971	106,850	34,028	-	1,134,850
統	16	9	-	-	25
団	21,876	3,130	5,558	20	30,584
体	2,256	3,248	1,700	5	7,209
等	1,012	634	20	-	1,666
	1,019,131	113,872	41,306	25	1,174,333
	92,942	9,366	38,639	-	140,946
計	1,112,073	123,238	79,945	25	1,315,279
関 連 産 業	3,263,774	26,387	823,206	2,162	4,115,529
そ の 他	4,987,449	3,360	137,763	-	5,128,572
合 計	9,363,296	152,985	1,040,914	2,186	10,559,380

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2017. 4	7,478,086	54,620,990	62,099,076	-	2,369,043
5	7,632,607	55,034,453	62,667,060	-	2,314,936
6	8,557,881	55,620,727	64,178,608	-	2,261,194
7	8,346,961	56,030,303	64,377,264	-	2,207,133
8	8,359,794	56,205,513	64,565,307	-	2,153,003
9	8,487,247	56,533,943	65,021,190	10,000	2,098,959
2016. 9	7,214,602	54,158,386	61,372,988	-	2,778,263

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2017. 4	63,141	25,329,701	56,287,463	13,217,670	1,003	-	159,771
5	62,565	25,502,186	57,055,532	13,008,157	1,002	-	163,345
6	53,682	26,226,940	60,738,139	15,701,492	2,612	-	161,865
7	63,715	22,209,667	61,810,364	16,127,115	7,599	-	162,335
8	53,998	24,710,663	62,176,800	16,166,840	2,082	-	159,924
9	52,102	26,203,165	62,528,538	14,869,846	3,816	-	152,984
2016. 9	93,925	25,668,846	54,657,306	13,639,886	510	-	158,834

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2017. 4	62,769,299	61,581,022	1,261,214	1,245,142	1,951,019
5	62,745,222	61,687,668	1,303,755	1,245,142	1,951,019
6	63,922,210	62,687,738	1,310,249	1,455,832	1,950,655
7	64,074,624	62,886,075	1,360,764	1,455,832	1,952,940
8	64,571,200	63,226,686	1,395,477	1,445,833	1,954,037
9	64,333,091	63,240,260	1,304,253	1,537,232	1,954,038
2016. 9	61,401,821	60,348,480	1,391,665	1,030,012	1,933,991

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2017. 3	32,682,884	65,741,474	98,424,358	533,460	365,172
4	33,076,722	65,968,701	99,045,423	541,302	378,039
5	32,716,931	66,205,864	98,922,795	555,938	392,498
6	33,178,947	67,307,298	100,486,245	556,184	392,463
7	32,696,933	67,769,720	100,466,653	568,014	405,226
8	33,104,055	67,826,052	100,930,107	560,569	398,135
2016. 8	31,457,606	66,544,798	98,002,404	501,129	335,583

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,088,913	3,480,488	32,163,226	102,200,746
-	1,594,147	3,480,488	32,597,258	102,653,889
-	2,523,720	3,480,488	34,294,882	106,738,892
-	2,205,088	3,480,488	33,634,058	105,904,031
-	2,449,673	3,480,488	34,200,723	106,849,194
-	2,198,929	3,480,488	37,193,640	110,003,206
-	1,960,753	3,480,488	29,613,209	99,205,701

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,259,252	986,721	2,738	10,408,484	400,000	9,710,954	102,200,746
9,005,449	978,654	2,148	10,149,598	500,000	9,383,006	102,653,889
9,195,041	953,429	2,124	10,312,461	120,000	9,285,058	106,738,892
9,161,840	1,021,827	2,202	10,348,206	130,000	11,334,480	105,904,031
9,152,968	1,012,880	2,003	10,327,776	180,000	9,397,875	106,849,194
9,363,295	1,040,913	2,186	10,559,380	353,746	10,302,459	110,003,206
10,601,149	1,053,401	2,037	11,815,424	65,168	6,904,522	99,205,701

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
66,324	42,460,238	42,403,566	20,000	732,935	16,938,075	6,908,043	1,729,022
58,207	42,286,287	42,227,905	15,000	741,267	17,164,763	6,893,533	1,725,594
60,348	43,585,594	43,535,778	25,000	757,996	17,329,032	6,925,096	1,756,037
68,523	43,392,673	43,342,513	15,000	771,884	17,577,259	6,938,002	1,746,693
64,964	43,751,328	43,702,787	15,000	781,420	17,556,956	7,019,337	1,745,027
59,582	43,570,741	43,526,680	30,000	813,650	17,600,080	7,065,852	1,768,465
59,553	41,438,080	41,387,408	20,000	681,904	16,778,729	6,662,822	1,631,017

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
414,291	73,628,409	73,409,682	4,080,155	1,731,665	21,683,626	167,802	655
420,454	74,302,822	74,082,870	3,952,539	1,651,325	21,652,243	168,317	654
413,536	74,073,715	73,850,908	3,941,896	1,643,366	21,725,298	169,051	654
427,746	75,656,532	75,442,803	3,926,084	1,640,164	21,738,387	169,378	654
435,887	75,557,962	75,331,973	3,976,593	1,676,916	21,786,951	169,787	654
448,587	76,066,688	75,841,469	3,909,254	1,609,864	21,770,358	172,223	654
439,571	72,697,665	72,475,531	4,031,091	1,643,839	22,033,017	178,803	661

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2017. 6	2,429,348	1,715,671	22,270	55,101	16,002	1,926,702	1,905,363	80,796	473,459
7	2,432,349	1,727,372	22,270	55,114	17,214	1,915,742	1,895,397	81,154	479,697
8	2,431,171	1,737,774	22,270	55,421	16,705	1,915,865	1,896,112	80,887	483,448
9	2,433,762	1,735,090	23,970	55,423	16,081	1,923,853	1,903,737	78,552	484,431
2016. 9	2,404,000	1,704,399	18,071	54,838	16,444	1,870,034	1,850,159	83,771	489,036

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2017. 4	784,822	425,808	85,752	63,323	107,298	5,640	790,907	780,890	400	150,872	7,643	80	
5	785,938	424,525	88,323	64,213	106,958	5,962	787,337	778,566	400	152,153	7,454	80	
6	792,232	427,185	89,568	65,166	106,950	5,678	789,762	781,349	400	153,911	7,472	80	
7	784,790	424,736	89,621	64,675	107,009	5,484	782,345	774,021	400	152,861	7,434	80	
2016. 7	781,766	422,965	90,520	65,634	107,170	5,525	773,684	752,896	400	158,988	8,412	80	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2014 . 3	915 ,079	556 ,085	2 ,942 ,030	2 ,356 ,986	615 ,005	1 ,280 ,602	186 ,716	
	2015 . 3	936 ,872	580 ,945	3 ,067 ,377	2 ,432 ,306	632 ,560	1 ,319 ,433	192 ,063	
	2016 . 3	959 ,187	597 ,361	3 ,235 ,087	2 ,482 ,863	642 ,280	1 ,347 ,476	195 ,607	
	2016 . 9	976 ,522	614 ,018	3 ,275 ,716	2 ,474 ,640	649 ,865	1 ,376 ,917	199 ,429	
	10	981 ,955	618 ,036	3 ,300 ,066	2 ,477 ,725	648 ,016	1 ,378 ,867	199 ,049	
	11	982 ,447	618 ,441	3 ,359 ,669	2 ,493 ,530	648 ,384	1 ,377 ,159	198 ,492	
	12	994 ,335	626 ,598	3 ,325 ,910	2 ,519 ,581	657 ,649	1 ,388 ,857	200 ,514	
	2017 . 1	989 ,163	623 ,667	3 ,357 ,514	2 ,497 ,673	651 ,321	1 ,380 ,857	199 ,456	
	2	990 ,659	624 ,501	3 ,359 ,894	2 ,509 ,068	653 ,228	1 ,386 ,291	199 ,843	
	3	984 ,244	622 ,288	3 ,433 ,657	2 ,543 ,180	657 ,873	1 ,379 ,128	199 ,392	
高	4	990 ,454	627 ,693	3 ,466 ,198	2 ,552 ,021	661 ,170	1 ,393 ,984	200 ,515	
	5	989 ,228	627 ,452	3 ,502 ,267	2 ,550 ,395	659 ,393	1 ,390 ,545	199 ,844	
	6	1 ,004 ,862	639 ,222	3 ,455 ,334	2 ,563 ,617	664 ,977	1 ,403 ,186	201 ,876	
	7	1 ,004 ,667	640 ,746	3 ,463 ,692	2 ,545 ,199	659 ,879	1 ,400 ,980	201 ,553	
	8	1 ,009 ,301	645 ,712	3 ,465 ,196	2 ,552 ,590	661 ,723	1 ,406 ,065	202 ,374	
	9 P	1 ,007 ,631	643 ,331	P 3 ,434 ,454	P 2 ,547 ,295	P 665 ,308	1 ,411 ,279	203 ,126	
	前 年 同 月 比 増 減 率	2014 . 3	2 .0	0 .5	3 .0	3 .3	2 .5	2 .5	2 .2
		2015 . 3	2 .4	4 .5	4 .3	3 .2	2 .9	3 .0	2 .9
		2016 . 3	2 .4	2 .8	5 .5	2 .1	1 .5	2 .1	1 .8
2016 . 9		2 .5	3 .0	7 .2	2 .1	1 .7	2 .2	2 .1	
10		2 .6	3 .2	9 .1	2 .3	1 .9	2 .4	2 .1	
11		2 .7	4 .4	9 .1	2 .7	1 .9	2 .4	2 .1	
12		2 .7	4 .2	9 .5	2 .8	1 .9	2 .3	2 .1	
2017 . 1		2 .7	4 .4	10 .0	2 .5	1 .9	2 .4	2 .1	
2		2 .8	4 .2	7 .3	2 .9	2 .4	2 .4	1 .9	
3		2 .6	4 .2	6 .1	2 .4	2 .4	2 .3	1 .9	
4		2 .8	4 .0	6 .6	2 .4	2 .6	2 .3	1 .8	
5		2 .8	3 .9	6 .5	2 .5	2 .7	2 .3	1 .8	
6	3 .1	3 .6	6 .4	2 .7	2 .5	2 .3	1 .6		
7	2 .9	4 .5	7 .3	2 .3	2 .2	2 .2	1 .7		
8	3 .0	4 .7	6 .7	2 .9	2 .6	2 .3	1 .8		
9 P	3 .2	4 .8	P 4 .8	P 2 .9	P 2 .4	2 .5	1 .9		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2014 . 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684	
	2015 . 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	2016 . 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	2016 . 9	204,781	50,318	1,830,384	1,875,964	492,818	681,666	104,344	
	10	204,530	51,447	1,822,662	1,874,640	490,452	679,045	104,240	
	11	204,226	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554	
	12	203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481	
	2017 . 1	202,997	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076	
	2	203,132	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290	
	3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	4	203,443	51,790	1,824,254	1,916,073	499,473	689,626	105,995	
	5	204,171	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	106,014	
高	6	204,316	51,691	1,816,681	1,924,213	501,848	690,709	106,412	
	7	204,757	51,913	1,809,581	1,931,341	502,311	692,104	106,833	
	8	204,723	52,743	1,803,310	1,933,864	502,855	693,170	107,174	
	9 P	204,906	52,974 P	1,867,257 P	1,958,370 P	514,634 P	702,433	108,374	
	前 年 同 月 比 増 減 率	2014 . 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0
		2015 . 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
		2016 . 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
		2016 . 9	△2.0	△0.8	△0.5	4.0	3.4	2.5	3.1
10		△2.0	△0.6	△0.4	3.9	3.4	2.2	3.1	
11		△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4	
12		△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2	
2017 . 1		△1.8	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2	
2		△1.7	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3	
3		△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
4		△1.1	3.1	0.4	4.1	3.6	2.9	3.5	
5		△0.9	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	3.5	
6	△0.8	4.2	△0.7	4.1	3.4	2.8	3.8		
7	△0.7	4.3	△0.4	3.9	3.2	2.5	3.6		
8	△0.6	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8		
9 P	0.1	5.3 P	2.0 P	4.4 P	4.4 P	3.0	3.9		

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農 林 金 融 第 70 巻 総 目 次

(2017年 1 ～12月)

- I 論 調 II 情 勢 III 外国事情 IV 談話室
V 本 棚 VI 講演録 VII シンポジウムの記録

〈2017年テーマ〉

- 1月号 2017年経済・金融の展望
2月号 農業・地域の振興と金融
3月号 福島復興・再生への取り組み——東日本大震災から6年——
4月号 中国の農政と農村金融の改革
5月号 地域漁業の振興と漁協
6月号 森林資源の利用と再生
7月号 環境変化と農業経営
8月号 食料安全保障 EUの農業と農協
9月号 農業構造の変化と展望
10月号 地域資源を生かす
11月号 地域の課題と制度
12月号 協同組合の制度と理論

〈今月の窓〉

- 1月号 世界の潮流の変化と日本の針路 (代表取締役専務 柳田 茂)
2月号 地域政策をめぐる最近の動向 (取締役調査第二部長 新谷弘人)
3月号 浜通りの再生に向けた長い道のり (調査第一部長 小野澤康晴)
4月号 農協と組合員の選択 (常務取締役 斉藤由理子)
5月号 「水産日本の復活」に向けた漁業者と漁協の取り組み
(代表取締役専務 柳田 茂)
6月号 ジョージエスクーレーゲンと南方熊楠の遺産
——生態系の視点からの森林再生——
(取締役基礎研究部長 清水徹朗)
7月号 老舗は変化を恐れない (食農リサーチ部長 北原克彦)
8月号 「岩盤」を崩す? (常任顧問 岡山信夫)
9月号 気候変動への対処と経済政策 (代表取締役専務 柳田 茂)
10月号 米国で進行する経済的・社会的流動性の減少
(取締役調査第二部長 新谷弘人)
11月号 兼業農家の役割 (常務取締役 斉藤由理子)
12月号 ユネスコ無形文化遺産「協同組合を組織するという思想と実践」
(調査第一部長 内田多喜生)

I 論 調

2017年の国内経済金融の展望

- 再び脚光を浴びる財政政策—— 南 武志… 1 (2)

個人リテール金融市場の注目点

- 政策の転換を迎えた2016年—— 重頭ユカリ… 1 (15)

- 土地利用型農業の担い手の構造変化とJAグループの課題 内田多喜生… 1 (34)

消費者との関係性強化による6次産業化

- 農産物オーナー制度と地域支援型農業を事例として—— 尾高恵美… 2 (2)

農業金融の手段としての出資について

- 農業ファンドに着目して—— 高山航希… 2 (15)

- 観光活性化ファンドによる地域金融機関の観光振興への取組み 佐藤彩生… 2 (34)

福島原発事故からの農業再生

- 復興「加速」論がはらむ問題点—— 行友 弥… 3 (2)

トウモロコシ・ソルガム栽培による相双地区の土地利用型農業の復興

- 飼料栽培・耕畜連携・再生可能エネルギーを視野に——

…… 福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター 農・環境復興支援部門 特任准教授

- 石井秀樹… 3 (22)

- 農地除染の経緯と課題 岡山信夫… 3 (31)

生産者補償制度に転換した中国のトウモロコシ政策

- 価格支持から直接支払いへ—— 阮 蔚 (Ruan Wei) … 4 (2)

中国の農村信用社の組織再編成と農業融資

- 農林畜産漁業貸出を対象として—— 王 雷軒 (Wang Leixuan) … 4 (21)

- 浜の活力再生プランの取組状況と地域漁業振興の課題 亀岡鉦平… 5 (2)

活動からたどる漁協女性部の歩み

- 海はひとつ 女性部の心はひとつ—— 田口さつき… 5 (22)

低質国産材の利用拡大を進める近年の林業政策とその課題

- 森林資源の再造成をどうするのか—— 安藤範親… 6 (2)

農協-生協間産直を通じた地域農業振興

- 協同組合間協同と産直交流に着目して—— 山田祐樹久… 6 (18)

GAPの普及・拡大に向けて

——GAPの導入事例と東京オリパラ大会を視野に入れた政策動向を中心に——

..... 堀内芳彦… 7	(2)
オランダにおける耕種農業の概要と大規模露地野菜経営	一瀬裕一郎… 7 (21)
日本における食料安全保障政策の形成	
——食料情勢および農政の展開との関わり——	平澤明彦… 8 (2)
EU加盟 6 各国における農業所得構造の比較	亀岡鉦平・平澤明彦… 8 (25)
イタリアの青果部門における農協間ネットワークの構造と特徴	
——エミリヤ・ロマーニャ地域におけるケース・スタディ——	
..... 鹿児島大学 農学部 准教授 李 哉泓 (LEE, Jaehyeon) … 8	(46)
品目別にみた農業生産構造の変化と農協の営農支援体制について	
..... 内田多喜生… 9	(2)
畜産部門における組織経営の進展と農業労働力の変動	
——1995年～2015年の農林業センサスから——	若林剛志… 9 (15)
日本農業の実像と農業構造の展望	
——2015年農業センサスに見る日本農業の姿——.....	清水徹朗… 9 (32)
農協と地域運営組織との連携をめぐる論点	
——その意義と農協の果たす役割——	寺林暁良…10 (2)
再生可能エネルギーによる農業経営の多角化	
——畜産バイオマス発電の可能性——	河原林孝由基…10 (22)
国家戦略特別区域における農業支援外国人受入事業の概要	石田一喜…11 (2)
農協における農産物の地域団体商標登録の効果と課題	尾中謙治…11 (24)
准組合員に関する制度的論点と課題	明田 作…12 (2)
経済学の動向と協同組合の位置付け	小野澤康晴…12 (17)
体験型農園の普及にかかるJAグループの役割と課題.....	小田志保…12 (42)

Ⅱ 情 勢

2015年の農業経営の特徴

- 水田作経営と肉用牛経営を中心に—— …… 山田祐樹久… 4 (56)
- 漁協自営漁業の実態 …… (一財)農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治… 5 (34)
- 新しい森林・林業基本計画および加工工場事業等への森林組合の対応動向
- 第29回森林組合アンケート調査結果から——
- …………… (一財)農村金融研究会 調査研究部長 田代雅之… 6 (35)
- 2015年度における農協の経営動向 …… 尾高恵美… 9 (48)
- 自営農業者の長寿傾向と後期高齢者医療費への反映
- 埼玉県本庄市における調査を踏まえて——
- …………… 早稲田大学 政治経済学術院 名誉教授・(株)農林中金総合研究所 客員研究員
堀口健治
早稲田大学 社会科学総合学術院 教授 弦間正彦… 9 (56)

Ⅲ 外国事情

中国供銷合作社の総合改革に関する考察

- …………… 陳 曉楠 (Xiaonan Chen) <西北農林科技大学 経済管理学院 講師>… 4 (37)
- 高屋和子 <立命館大学 経済学部国際経済学科 教授>
- 若林剛志
- 余 勁 (Jin Yu) <西北農林科技大学 経済管理学院 教授>
- 中国における大規模肉用牛経営重視の生産振興と肉用牛経営体が直面する課題
- ……………若林剛志・王 雷軒 (Wang Leixuan) … 7 (40)
- カナダの林業・木材産業の動向と木材利用拡大の取組み …… 安藤範親… 11 (36)

IV 談話室

黒龍江省を訪ねて	(株)農林中金総合研究所 理事長	皆川芳嗣… 1	(32)
金融危機後の規制強化は正しかったか	みずほ証券株式会社 顧問	宮内惇至… 2	(32)
「食農学類(仮称)」の設置をめざして	福島大学 農学系教育研究組織設置準備室 教授	青柳 斉… 3	(20)
「あと一步の後押し」としてのみらい基金 ——開発営農組合とおうみ富士農業協同組合の農育事業への助成を例に——			
.....	(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長	齋藤真一… 4	(54)
地域漁業のマネジメント	全国漁業協同組合連合会 専務理事	古関和則… 5	(20)
割箸論争	東京大学 教授	井上雅文… 6	(16)
直売所ビジネスに新風	農業ジャーナリスト	青山浩子… 7	(36)
ポスト新自由主義の家族農業経営の発展方向	京都大学大学院 農学研究科 教授	辻村英之… 8	(44)
“ひと”と“いきもの”の距離感	富山大学 教授	酒井富夫… 9	(30)
原子力に適合するエンジンの不在	同志社大学 名誉教授	室田 武…10	(20)
副市長就任一年にして思うこと	新潟県村上市 副市長	忠 聡…11	(22)
協同組合として有事に挑む	全国農業協同組合中央会 専務理事	比嘉政浩…12	(40)

V 本 棚

海野 洋 著

『食糧も大丈夫也 ——開戦・終戦の決断と食糧——』…………… 平澤明彦… 1 (48)

生源寺眞一 著

『農業と農政の視野／完 ——論理の力と歴史の重み——』

…………… 明治大学 農学部 食料環境政策学科 教授 小田切徳美… 7 (38)

日本農業新聞 編

『協同組合の源流と未来 ——相互扶助の精神を継ぐ——』…………… 行友 弥…12 (55)

VI 講演録

<講演録>アジアにおける食料安全保障の決定要因

——制度の重要性——

…… 講演者 豪州ジェームス・クック大学 教授 周 章躍 (ZHOU, Zhang-yue)

編集・解題 平澤明彦… 8 (65)

VII シンポジウムの記録

農業・農山村の価値と日本社会再生への展望 …………… 7 (57)

2017年1月28日(土) 会場：一橋大学

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2017年11月20日現在、掲載情報タイトル4,254件）

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。

冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017年12月号第70巻第12号〈通巻862号〉12月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社